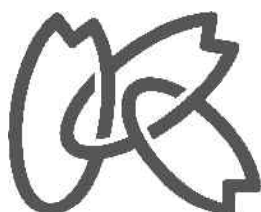


東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）報告書



令和5年11月

東京都北区教育委員会

目 次

1	教育委員会の活動状況	
(1)	教育委員会のしくみ	1
(2)	教育委員会会議の開催状況	2
(3)	教育委員会の活動状況	7
2	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	
(1)	趣旨	9
(2)	点検及び評価の実施方法	10
3	「教育大綱・北区教育ビジョン2020」	
(1)	施策展開	11
(2)	点検及び評価シート	14
I	学びの基盤をつくる	16
II	豊かな教育環境をつくる	46
III	学び合う絆をつくる	57
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	66
4	「北区子ども・子育て支援計画2020」	
(1)	施策展開	70
(2)	点検及び評価シート	72
I	家庭の育てる力を支援	73
II	子育て家庭を支援する地域づくり	77
III	未来を担う人づくり	81
IV	特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	84
(3)	点検及び評価に関する学識経験者の意見	88
	【資料】	
	教育委員会事務局組織図	92

1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会のしくみ

ア 組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置されている合議制の執行機関である。

委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織され、教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

職名	氏名	任期
教育長	清正浩靖	令和3年 12月 7日 ~ 令和6年 12月 6日
教育長 職務代理者	本間正江	令和3年 6月 27日 ~ 令和7年 6月 26日
委員	名島啓太	令和3年 10月 1日 ~ 令和7年 9月 30日
委員	齋藤邦彦	令和元年 12月 16日 ~ 令和5年 12月 15日
委員	阿良田由紀	令和元年 12月 16日 ~ 令和5年 12月 15日
委員	長谷川みどり	令和2年 12月 1日 ~ 令和6年 11月 30日

(令和5年3月31日現在)

イ 職務

教育委員会は学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務や、社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行することとなり、合議により職務を遂行する。

ウ 議決事案

東京都北区教育委員会事案決定規則第2条に規定する議決事案は次のとおり。(令和5年3月31日現在)

- 1 区教育行政の運営に関する一般方針の確定に関すること。
- 2 特に重要な事業に係る事業計画の策定、変更又は廃止に関すること。
- 3 区立学校及びその他教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。
- 4 教育予算その他議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関すること。
- 5 課長又はこれと同等以上の職にある者の任命その他特に重要な人事に関すること。
- 6 区立幼稚園及び認定こども園の園長及び副園長の任免、分限及び懲戒に関すること。

- 7 附属機関の構成員の任免に関する事。
- 8 規則及び重要な訓令の制定及び改廃に関する事。
- 9 特に重要な要綱に関する事。
- 10 500万円以上の教育財産の取得の申出に関する事。
- 11 行政財産の公用廃止に関する事。
- 12 教科用図書採択に関する事。
- 13 請願の審査に関する事。
- 14 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事。
- 15 特に重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答及び通知に関する事。
- 16 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- 17 特に重要な許可その他の行政処分に関する事。
- 18 特に重要な会議等の開催及び付議案件に関する事。
- 19 特に重要な苦情、要望の処理に関する事。
- 20 重要な情報及び宣伝に関する事。
- 21 重要な審査請求及び訴訟に関する事。
- 22 前各号のほか特に重要又は異例に属する事項に関する事。

エ 職務権限の特例等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第2号の規定に基づき、スポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)は、平成28年4月1日から区長が管理し、及び執行することとなった。

また、地方自治法第180条の2の規定に基づき、子育て施策に関する事務等は、平成28年4月1日から教育委員会が区長から委任を受け、又は教育委員会事務局が補助執行することとなった。

(2) 教育委員会会議の開催状況

ア 委員会

会議には定例会と臨時会があり、定例会は原則として毎月第2火曜日に、臨時会は必要に応じて開催される。令和4年度は、定例会11回、臨時会9回を開催し、議案58件、報告33件について審議等を行った。

開催月日	委員会名	議案・報告
4. 4. 26	第3回臨時会	議19：幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
4. 5. 11	第4回定例会	報16：北区教育ビジョン2020の改定について 報17：(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の策定について

		報 18：道路標識の破損に関する和解について 報 19：後援・共催事業に関する報告
4. 5. 27	第 4 回臨時会	議 20：東京都北区学童クラブの設置及び実施場所の変更について 議 21：幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について 議 22：令和 4 年度東京都北区一般会計補正予算（第 2 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について 報 20：東京都北区教育委員会事案決定規則第 9 条第 1 項の規定に基づき処理した令和 4 年度東京都北区一般会計補正予算（第 1 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取の報告について
4. 6. 13	第 5 回定例会	議 23：審査請求（自己情報不開示処分取消請求事件）に対する裁決について 議 24：東京都北区子ども・子育て会議への諮問について 報 21：訴訟について 報 22：史跡中里貝塚保存整備委員会の設置について 報 23：（仮称）北区子ども条例について 報 24：保育所待機児童数について
4. 6. 24	第 5 回臨時会	議 25：幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
4. 7. 8	第 6 回定例会	議 26：東京都北区立学校の位置の変更について 議 27：東京都北区文化財保護審議会への諮問について 報 25：後援・共催事業に関する報告
4. 8. 9	第 7 回定例会	議 28：令和 5 年度区立幼稚園及び区立認定こども園園児募集方針について 議 29：令和 5 年度使用教科用図書（小学校）採択について 議 30：令和 5 年度使用教科用図書（中学校）採択について 議 31：令和 5 年度使用教科用図書（特別支援学級）採択について 議 32：東京都北区学童クラブの実施場所の変更について 報 26：「北区基礎・基本の定着度調査」調査結果からの分析について 報 27：東京都北区立図書館の臨時休業について 報 28：後援・共催事業に関する報告
4. 8. 25	第 6 回臨時会	議 33：令和 4 年度東京都北区一般会計補正予算（第 3 号）に係

		<p>る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議34：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議35：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>報29：小学校における日本語学級の設置（再編）について</p>
4. 9. 13	第8回定例会	<p>議36：東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議37：いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について</p> <p>報30：訴訟について</p> <p>報31：令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について</p> <p>報32：後援・共催事業について</p>
4. 9. 29	第7回臨時会	<p>議38：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議39：幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議40：幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議41：幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議42：幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議43：幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議44：義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議45：教職調整額に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議46：いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について</p> <p>報33：「北区教育ビジョン2024」の策定に係る保護者アンケートの実施について</p> <p>報34：「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」策定に向けた区民意識・意向調査の実施について</p>
4. 10. 12	第9回定例会	<p>議47：東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則</p>

		<p>議 48：教育財産の用途廃止について</p> <p>議 49：通学区域の変更について</p> <p>報 35：和解について</p>
4. 11. 7	第 10 回定例会	<p>議 50：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について</p> <p>議 51：東京都北区学童クラブの設置及び名称の変更について</p> <p>議 52：令和 4 年度東京都北区一般会計補正予算（第 5 号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>議 53：東京都北区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について</p> <p>報 36：後援・共催事業について</p>
4. 11. 25	第 8 回臨時会	<p>議 54：教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和 4 年第 4 回東京都北区議会定例会（条例関係））</p> <p>議 55：幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
4. 12. 12	第 11 回定例会	<p>報 37：「第四次北区特別支援教育推進計画」中間のまとめ パブリックコメントの実施結果について</p>
4. 12. 23	第 9 回臨時会	<p>議 56：東京都北区いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則</p> <p>議 57：東京都北区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について</p>
5. 1. 12	第 1 回定例会	<p>議 1：東京都北区いじめ問題対策委員会への意見聴取について</p> <p>報 1：いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査結果について</p> <p>報 2：後援・共催事業に関する報告</p>
5. 2. 7	第 2 回定例会	<p>議 2：いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について</p> <p>議 3：教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和 5 年第 1 回東京都北区議会定例会）（予算関係）</p> <p>議 4：教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取について（令和 5 年第 1 回東京都北区議会定例会）（条例関係）</p>
5. 2. 27	第 1 回臨時会	<p>議 5：東京都北区いじめ問題対策委員会への調査要請について</p> <p>議 6：いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について</p> <p>報 3：訴訟について</p>
5. 3. 8	第 3 回定例会	<p>議 7：東京都北区立学校の位置の変更について</p> <p>議 8：教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に</p>

		<p>について（令和5年第1回東京都北区議会定例会）（条例関係）</p> <p>報4：第四次北区特別支援教育推進計画の策定について</p> <p>報5：谷端小学校リノベーション事業整備プランについて</p> <p>報6：和解について</p> <p>報7：後援・共催事業について</p>
5. 3. 29	第2回臨時会	<p>議9：東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則</p> <p>議10：東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則</p> <p>議11：東京都北区教育委員会教育長の職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規則を廃止する規則</p> <p>議12：幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議13：幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議14：幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議15：幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議16：東京都北区立図書館使用規則の一部を改正する規則</p> <p>議17：東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について</p> <p>議18：東京都北区文化財保護審議会委員の委嘱について</p> <p>議19：いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について</p> <p>報8：東京都北区教育委員会事務局職員（係長級以上）の人事について</p> <p>報9：教職員人事異動（令和4年4月1日付）について</p> <p>報10：いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の調査の結果について</p> <p>報11：いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の調査の結果について</p>

イ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、北区総合教育会議を開催している。

会議は区長と教育委員会で構成し、会議は区長が招集する。

(3) 教育委員会の活動状況

ア 学校訪問

教育委員が学校を訪問し、学校教育の現状を把握するとともに、各委員と学校による意見交換を行っている。

イ 研究協力校発表会

学校訪問のほか研究協力校発表会に参加しており、教育行政の現状把握に努めるとともに、その成果を踏まえて北区の教育のさらなる進展や全校への波及のために、関係者への激励を行っている。

ウ 学校ファミリーの日

教育委員は、6月、9月、1月の年3回の学校ファミリーの日に各サブファミリー校を訪問し、幼稚園、小学校、中学校の交流・連携活動の進捗状況を確認している。特に、平成24年4月から区立学校全校で開始した学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を着実に進めるため、授業研究の質を高めるとともに、北区独自の小中一貫教育カリキュラムの活用状況の把握や教職員との意見交換を通じて、保護者・地域への理解・啓発を図るための助言を行い、学校サブファミリーごとの活動内容や児童・生徒等に関する情報の共有を図っている。

エ PTAとの教育懇談会

幼稚園、小学校、中学校各PTA連合会との懇談に全委員が参加し、保護者の意見を聴くとともに、各委員の専門的見地から北区の目指す教育について理解を深めてもらう機会としている。

オ 教育委員研修及び視察

教育に関する情報の取得や教育行政の諸課題について理解を深めるため、市町村教育委員会研究協議会（群馬）及び市町村教育長・教育研究協議会（文部科学省）に参加した。文部科学省から国の動向について報告を受けるとともに、他の自治体における取組について、相互紹介や協議を行った。また、特別区第2ブロック（荒川区・文京区・台東区・北区）の教育委員協議会に出席し、来年度の重点事業等について情報交換を行った。

カ その他の活動

教職員研修、特別支援学級行事、各種生涯学習講座など教育委員会の主催行事、後援・共催した社会教育行事などへも参加している。その他、文化、芸術、スポーツ、区民講座等の行事にも積極的に参加し、随時、学校等の訪問を行い、北区教育ビジョン2020の推進・振興に努めている。

(参考)

教育委員が、令和4年度に出席又は参加した事業等は以下のとおり。

事業・行事名	回数
教育委員会定例会	11回
教育委員会臨時会	9回
総合教育会議	1回
幼稚園・学校周年行事	6回
学校関係事業等	24回
P T A関係事業	7回
教育委員研修関係	3回
その他諸事業	11回
合計	72回

2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表することが義務付けられている。

北区教育委員会においても、事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図っている。

また、点検及び評価の結果を議会に報告するとともに公表することで、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検及び評価の実施方法

ア 対象事業

「北区教育ビジョン2020」については、すべての重点事業を対象とし、「北区子ども・子育て支援計画2020」については、推進計画事業等の教育委員会が取り組む主要な事業を選定し、点検及び評価の対象とした。

イ 点検及び評価の方法

① 評価対象事業について、「目標」に対する「実績」の視点から点検及び評価をするとともに、課題を洗い出し、今後の事業の取組方針を示した。

② 評語の定義

評語	内容
A	計画通り順調に実施されており、さらに拡充していく (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね90%以上)
B	概ね順調に実施されている (目標に対する実績の割合(達成率)が概ね70%以上 90%未満)
C	課題があるため、見直しが必要 (目標に対する実績(達成率)が概ね70%未満)

ウ 学識経験者の知見の活用

施策の取組状況等を取りまとめ、教育に関する学識経験者から意見聴取を行ったうえで、教育委員会において点検及び評価を行う。

本年度については、東京女子体育大学 田中 洋一名誉教授及び東京成徳大学 石黒 万里子教授からご意見をいただいた。

エ 議会報告及び公表

教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を区議会へ報告するとともに、区ホームページに掲載して区民に公表する。

3 「教育大綱・北区教育ビジョン2020」

(1) 施策展開

1 施策展開の構成

第3章「『北区教育ビジョン2020』の基本的な考え方」における「1 北区の教育を取り巻く環境の変化」及び「2 北区が目指すべき教育の方向」を踏まえ、「教育先進都市・北区」の魅力をより一層高めるために、14の「取組の方向」を掲げ、体系的に整理した。

2 北区教育ビジョン2020の体系について

施策展開について、「Ⅰ 学びの基盤をつくる」、「Ⅱ 豊かな教育環境をつくる」、「Ⅲ 学び合う絆をつくる」の3つの柱のもと、14の「取組の方向」ごとに、事業群（重点事業及び推進事業）を整理した。

3 北区教育ビジョン2020 体系図

施策展開の3つの柱・取組の方向・主な施策

3つの柱	取組の方向	主な施策
I 学びの基盤をつくる	1 0歳からの育ち・学びを支える	(1) 地域と一体となった教育の推進 (2) 就学前教育・保育の充実 (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進
	2 確かな学力を保証する	(4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着 (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成 (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成 (7) リーディングスキルの育成
	3 豊かな心を育む	(8) 心の教育・道徳教育の推進 (9) 体験活動の充実 (10) いじめの根絶
	4 健やかな体を育てる	(11) 体力の向上・健康の増進 (12) 保健指導・食育の推進
	5 共に学び合い、共に成長する力を育てる	(13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実 (14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援教育の推進 (15) 不登校児童・生徒への支援
	6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる	(16) 英語教育の充実 (17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進 (18) 国際理解教育の推進
	7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす	(19) 命を守る・救える人材の育成 (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成 (21) 情報活用能力の育成 (22) 社会の変化に対応できる力の育成 (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
II 豊かな教育環境をつくる	8 学校の教育力・経営力を高める	(24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶 (25) 教員の指導環境の充実 (26) 学校の経営力の強化
	9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する	(27) 長寿命化計画の推進 (28) 学校施設設備等の整備の推進 (29) 区立小学校の適正配置の推進
	10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する	(30) 学びのセーフティネットづくり (31) 教育相談体制の強化 (32) 子どもの居場所づくり (33) 高校・大学との連携 (34) 企業・NPO等との連携
III 学び合う絆をつくる	11 家庭の教育力の向上を支援する	(35) 子どもの読書活動の充実 (36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実 (37) 保護者への支援
	12 地域の教育力の向上を支援する	(38) 地域との協働 (39) 青少年教育の振興 (40) 社会教育活動の支援
	13 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する	(41) 学習機会の拡充 (42) 身近な学習の場の整備 (43) 区民との協働による図書館事業の推進
	14 文化・芸術活動を振興する	(44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進 (45) 文化財の保護・活用と保存・継承 (46) 魅力的な文化・芸術活動の推進

主な施策に基づく事業群

事業群（重点事業）

事業群（推進事業）

区立認定こども園の設置 施設一体型小中一貫校の設置	サブファミリーによる特色ある教育の推進 きらきら0年生応援プロジェクト 「小中一貫教育カリキュラム」の活用	
------------------------------	---	--

確かな学力向上プロジェクト 教科担任制の導入 魅力ある学校図書館づくり事業	言語活動の推進 学校図書館支援	
---	--------------------	--

人権教育の推進 道徳教育の推進	自然体験活動の充実 社会体験活動の推進 いじめ防止の取組の徹底	北区サポートチーム Q-Uの実施 いじめ相談ミニレーター
--------------------	---------------------------------------	------------------------------------

（仮称）東洋大学連携事業・体力の向上 長なわトライ	体育・健康に関する指導の充実 連合体育行事活動の推進	学校保健の充実
------------------------------	-------------------------------	---------

小・中学校特別支援学級の設置 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チーム の派遣	日本語適応指導教室 特別支援学級における専門的な指導の充実 特別支援教育に係る理解啓発の推進	特別支援学級の合同行事の推進 適応指導教室における社会的自立に向けた支援の充実
---	--	--

検定料補助事業 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 イングリッシュ・サマーキャンプ 中学校生徒海外交流事業 パリ2024競技大会を見据えた東京国際フ ランス学園との連携推進 オリンピック・パラリンピック教育の推進及 びレガシーの構築	英語が使える北区人事業 国際理解教育の推進	
---	--------------------------	--

理科大好きプロジェクト ICT教育の充実 SDGsの達成に向けた教育の充実 特色ある教育活動支援事業	防災・安全教育の推進 海洋教育の推進 情報教育の推進 新聞大好きプロジェクト	環境教育の推進 キャリア教育の推進
---	---	----------------------

教員の質を高める方策についての検討 教育先進都市を支える学校働き方改革	指導力向上を目指した各種研修の充実 教育アドバイザーの活用 コミュニティ・スクールの推進 学校評議員等による学校評価制度	
--	---	--

学校の改築 学校施設のリノベーション（長寿命化改修） 事業の推進 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実	学校施設設備等の整備 小学校の適正配置の推進	
---	---------------------------	--

生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生への 学習支援事業 スクールソーシャルワーカーの拡充	学校給食費保護者負担軽減事業 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 放課後子ども総合プランの充実	教育実践演習 住還型教育実習 大学図書館との連携
--	--	--------------------------------

家庭教育学級等の充実	子どもの読書活動の推進 早寝・早起き・朝ごはんプロジェクト 子育て情報支援サービスの充実 PTA活動支援	子育て支援情報の提供 みんなで育児応援プロジェクト ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）
------------	---	--

学校施設の地域開放	教育広報紙「くおん」の発行 学校公開講座 学校支援ボランティア活動推進事業	青少年委員活動の充実 青少年地区委員会活動推進事業 生涯学習講座支援事業
-----------	---	--

地域活躍ステップアップ事業	生涯にわたる多様な学習機会の提供 図書館利用におけるバリアフリーの推進 区民との協働による図書館づくり	
---------------	---	--

「史跡のまち・北区」のPR	文化財を活用したふるさと学習事業 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 北区の部屋事業 伝統芸能の継承者の育成支援	北区文化振興財団との連携 連合文化行事活動の推進 子どもかがやき顕彰
---------------	--	--

(2) 点検及び評価シート

I 学びの基盤をつくる	評価	掲載頁
1 0歳からの育ち・学びを支える		
区立認定こども園の設置	B	17
施設一体型小中一貫校の設置	A	18
2 確かな学力を保証する		
確かな学力向上プロジェクト	B	21
教科担任制の導入	B	22
魅力ある学校図書館づくり事業	B	23
3 豊かな心を育む		
人権教育の推進	A	25
道徳教育の推進	A	26
4 健やかな体を育てる		
東洋大学推進事業・体力の向上	C	28
長なわトライ	C	29
5 共に学び合い、共に成長する力を育てる		
小・中学校特別支援学級の設置	A	31
特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣	A	32
6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる		
検定料補助事業	B	34
北区ゆかりの偉人を学ぶ事業	A	35
イングリッシュキャンプ	B	37
中学校生徒海外交流事業	B	38
パリ2024競技大会を見据えた東京国際フランス学園との連携推進事業	B	39
オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築	A	40

(2) 点検及び評価シート

7	社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす		
	理科大好きプロジェクト	B	42
	ICT教育の充実	A	43
	SDGsの達成に向けた教育の充実	A	44
	特色ある教育活動支援事業	A	45
II	豊かな教育環境をつくる	評価	掲載頁
8	学校の教育力・経営力を高める		
	教員の質を高める方策についての検討	B	47
	教育先進都市を支える学校働き方改革	B	48
9	質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する		
	学校の改築	B	52
	学校施設のリノベーション（長寿命化改修）事業の推進	B	53
	今後の人口動向を見据えた教育環境の充実	A	54
10	安全・安心で豊かな教育環境を整備する		
	スクールソーシャルワーカーの拡充	A	56
III	学び合う絆をつくる	評価	掲載頁
11	家庭の教育力の向上を支援する		
	家庭教育学級等の充実	B	58
12	地域の教育力の向上を支援する		
	学校施設の地域開放	B	60
13	生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する		
	地域活躍ステップアップ事業	B	62
14	文化・芸術活動を振興する		
	「史跡のまち・北区」のPR	A	64

I 学びの基盤をつくる

1 0歳からの育ち・学びを支える

- ・北区学校ファミリー構想のもと、小中一貫教育を推進するとともに、小学校と幼稚園・認定こども園・保育園との連携を深め、サブファミリーを基盤とする育ちや学びの連続性を踏まえた事業を展開し、学校・家庭・地域の教育力の向上を目指します。
- ・学校や地域の特性にあわせたカリキュラム・マネジメントにより、教育活動の質の向上を図ります。
- ・幼稚園・認定こども園・保育園と小学校が連携し、就学前の子どもの教育・保育の充実を図ります。
- ・就学前の子どもの対象に、教育と保育を一体的に提供する施設を整備していきます。

【主な施策】

- (1) 地域と一体となった教育の推進
- (2) 就学前教育・保育の充実
- (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進

事業名 区立認定こども園の設置

《事業概要》

少子化が進展するなかで、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえ、すべての子どもを対象に、就学前教育・保育を実施する認定こども園の設置を推進していく。

《事業のねらい》

全ての子どもを対象とした就学前教育の充実

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
「令和2年度東京都北区立認定こども園検討委員会報告書」で取りまとめた検討結果に基づき、赤羽地区での設置を先行して進める。北区経営改革プランに掲げる区立幼稚園の再編も視野に、課題や地域ニーズを踏まえて方針を決定し、新たな区立認定こども園の設置を推進する。	実施設計、整備	4歳児園児数が学級編制基準を下回ったじゅうじょうなからは幼稚園とうめのき幼稚園とを統合・再編し、令和7年4月にうめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を開設する方針を決定した。これを見据えた対応として、両園の園児募集方針を決定・周知するとともに、うめのき幼稚園園舎増築実施設計に着手した。

評価	【評価理由】
	計画から1年遅れのため評価はBとする。
B	【課題】
	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園法改正により、幼保連携型認定こども園に必置とされた「保育教諭」について、北区は幼稚園教諭の兼職により対応してきたが、令和6年度末に資格の特例期間終了を迎えるため、さくらだこども園の幼稚園型移行及び3歳児保育園枠の廃止に向けて、周辺の保育ニーズも踏まえて対応を検討する必要がある。 滝野川地区は適地が見つかっていないため、当該地域のニーズを踏まえたうえで、設置の必要性も含め検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

うめのき幼稚園園舎増築工事に着手するとともに、新たな認定こども園の定員設定や園名等の検討を行い、開設準備を進める。また、さくらだこども園の幼稚園型への移行及び3歳児保育園枠廃止について検討・調整を行い、方針を決定する。

【教育振興部学校支援課】

事業名 施設一体型小中一貫校の設置

《事業概要》

北区の教育が抱える諸問題の解決に資する学校となることを目指し、義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置する。

小中一貫教育のさらなる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるように、義務教育9年間を見据えたカリキュラムの活用などをおして、教育内容をより一層充実させる。

《事業のねらい》

学習指導の連続性と生活指導の系統性を確保し、区内小・中学校における一貫性のある教育を推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
（仮称）都の北学園の開校に向け、専門分野別に以下の検討課題について取り組む。	学校経営検討委員会において、校章・校歌・学校用品・通学路および、PTA活動などの学校運営に関する事項について協議する。	→	校章、校歌及び標準服や体育着を含めた学校指定用品のデザインが決定した。また、通学路やPTA活動などの学校運営に関することについて協議した。
	実施	→	実施
神谷中サブファミリーにおける研究指定校としての研究			

【評価理由】

評価 （仮称）都の北学園の開校準備が着実に進んでいる。また、令和3年度研究指定校の決定に加え、小・中学校それぞれにおいて北区小中一貫教育カリキュラム作成委員会を組織するなど、積極的に推進している。

【課題】

A 義務教育学校の新設にあたっては、学校経営（教職員体制・PTA活動・地域との連携の在り方等）、教育内容（学年段階の区切り・教科担任制の在り方等）及び施設整備について、学校関係者、町会・自治会等の関係者と協力しながら取り組む必要がある。また、施設一体型小中一貫校は区内初となることから、北区における小中一貫校のさらなる充実と発展に向けて、全ファミリーを牽引する推進役になることが求められている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和6年4月の開校に向けて、学校備品の購入や、学校指定用品のデザインや仕様変更に伴う買替えに対する公費負担、神谷中サブファミリーの交流事業等の取組みを実施する。

「施設一体型小中一貫校『都の北学園』開校までの取組～3校（神谷中・神谷小・稲田小）統合までの実践記録～」を研究主題とした令和3年度研究校に、神谷中サブファミリーを指定した（令和3～5年度を研究期間とする）。本研究をとおして、（仮称）都の北学園への3校統合までの実践を記録していくとともに、北区小中一貫教育カリキュラムの見直しを行い、北区小中一貫教育カリキュラムの完成に取り組んでいく。

【教育振興部教育政策課】

【教育振興部教育指導課】

2 確かな学力を保証する

- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等、確かな学力の定着を目指します。
- ・ 主体的・対話的で深い学びを通して、自らの考えをもって、多様な他者と協働し、これからの時代を生き抜き、未来を創るために必要となる資質・能力を育成します。
- ・ 文章に書かれている意味を正確にとらえ、新しい知識を身に付けるために必要な「読む力」の育成を目指します。

【主な施策】

- (4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着
- (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成
- (6) 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度の育成
- (7) リーディングスキルの育成

事業名 確かな学力向上プロジェクト

《事業概要》

小・中学校に学力パワーアップ講師及び学級経営支援員を配置し、学級経営の支援や、きめ細かな指導を実践する。また、全区立中学校へ教育アドバイザーが巡回指導を行い、授業力の向上に努める。さらに、小学校3年生から6年生までを対象とした学力フォローアップ教室（放課後補習）の実施により、基礎学力の定着・向上を図る。

《事業のねらい》

教員の授業力向上に加え、児童・生徒の学力のつまずきを防止することにより、一貫して安定した学びの環境を整える。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○学力パワーアップ講師・学級経営支援員の配置	小学校：1～6名程度 (児童数に応じて) 中学校：2名	→ 学力パワーアップ講師 93人 学級経営支援員 42人
○教育アドバイザーの巡回指導	全12校	→ 全12校
○学力フォローアップ教室の実施	1学級あたり 年32回	→ 1学級あたり 年21回(平均)

評価理由

学力パワーアップ講師・学級経営支援員の配置及び教育アドバイザーの巡回指導については目標を達成したものの、学力フォローアップ教室については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う学級閉鎖等の影響もあり、目標とする実施回数を達成できなかったため。

B 【課題】

コロナ禍での事業実施体制について課題がある。また、学力パワーアップ講師、学級経営支援員、学力フォローアップ教室外部指導者について、人材確保が困難になってきている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

GIGA スクール構想における一人1台端末やスタディサプリ等、新たな教育環境を最大限活用することにより、個別最適な学びと協働的な学びを両立させることで、確かな学力の向上を図っていく。

また、引き続き北区基礎・基本の定着度調査を実施することにより、取組における成果を適切に分析し、継続的な授業の改善を図っていく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 教科担任制の導入

《事業概要》

小学校や義務教育学校の前期課程における特定の教科について、複数の学級で専門的に教える「教科担任制」を導入し、より深く分かりやすい授業を行う。

《事業のねらい》

小学校において専門性の高い教科指導を実現し、中学校教育への円滑な接続を図るとともに、発達段階に応じた指導体制を構築し、学年、専科のまとまりで、より多面的、多角的な児童理解の促進を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
神谷中サブファミリーカリキュラム検討委員会の実施	実施	→ 実施

評価	【評価理由】
B	令和5年度に小学校高学年での教科担任制モデル事業の実施に向け、神谷小及び稲田小に専科指導講師（区費会計年度任用講師）の配置に向け予算要望を行った。 【課題】 教員の人材確保が大きな課題となっている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

神谷中サブファミリー（神谷中学校・神谷小学校・稲田小学校）において、令和3年度から3年間の研究を行い、令和6年度から区内初の小中一貫校（仮称）都の北学園で教科担任制を導入する。これに先立ち、令和5年度に、稲田小及び神谷小に専科指導講師（区費会計年度任用講師）を社会科及び理科で配置し、第5学年及び第6学年において教科担任制のモデル実施を行う。その成果検証を行い、令和6年2月に実施する北区教育委員会研究指定校の研究発表会においてその成果を発表する。

令和6年度に開設する(仮称)都の北学園に本格導入後、その成果と課題を引き続き検証・推進する。令和8年度には(仮称)都の北学園の他、王子地区・滝野川地区の各1校で教科担任制モデル実施し、令和10年度には(仮称)都の北学園を含め、各地区に合わせて3校で教科担任制を本格導入する。

【教育振興部教育指導課】

事業名 魅力ある学校図書館づくり事業

《事業概要》

児童・生徒が図書をより身近に感じ、意欲的な学習活動や読書活動につながれるよう、図書資料の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアとの協働、学校図書館システムによる蔵書管理など、学校図書館に係る環境整備の充実を図る。

《事業のねらい》

児童・生徒が言語力を身に付け、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするために、学校図書館の利活用を通じて読書活動を推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
ボランティアによる学校での読み聞かせ及び読書講演会	200 件以上	→ 休止
学校パック貸出	800 パック以上	→ 809 パック

評価 【評価理由】

B 令和2年度から区立小・中学校全校に学校図書館指導員が週2日(飛鳥中サブファミリーは週3日)配置され、学校図書館の整備や学校図書の利活用、授業における学校図書館利用などが進み、授業支援や読書活動推進に寄与している。学校図書館システムについては新システムへの更新作業を終え、安定稼働している。

【課題】

コロナ禍により読み聞かせ及び読書講演会を休止していたため、評価はBとしたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行等を踏まえ、事業の再開を予定している。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

全校へ配置している学校図書館指導員の配置日を、令和2年度から週2日へ拡大している。コロナ禍による厳しい財政状況もあるが、学校図書館の利活用にも有効な学校図書館指導員の配置日数について、維持・確保に努める。

学校図書館は、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進める基盤としての役割も期待されていることから、読書・学習・情報センターとしての機能を果たせるように、環境の整備を進める。加えて、学校図書館指導員・教員・ボランティアとの連携・協力、学校図書資料の利活用や団体貸出の促進等をとおして、児童・生徒の読書活動の推進をさらに図っていく。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部中央図書館】

3 豊かな心を育む

- ・思いやりの心、生命尊重の心、自尊感情や他者との信頼関係を築く力など、子どもの豊かな人間性の育成を図ります。
- ・岩井学園や夏季施設での宿泊を伴う自然体験活動等、豊かな自然のなかで活動し、規則正しい集団生活を行うことを通して、他者と協働し、問題解決を図る経験をすることで、調和のとれた心身の発達を図るとともに、社会性や豊かな人間性の基礎を育成します。
- ・子どもが安心して心豊かに成長することができる社会実現のため、家庭や地域と協力して人権教育や道徳教育の充実を図り、偏見や差別意識、いじめの解消や体罰の根絶に向けて取り組みます。

【主な施策】

- (8) 心の教育・道徳教育の推進
- (9) 体験活動の充実
- (10) いじめの根絶

事業名 人権教育の推進

《事業概要》

各小・中学校において、人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うとともに、教員に対しても、各職層別の人権教育研修、人権教育担当教員を対象とした人権教育研修、各校が実施する校内研修等を行う。それにより、児童・生徒、教員の両面から理解を深める。

《事業のねらい》

子どもたちの人権に関する知的理解や、LGBT 等も含めた多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身につける。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○人権教育研修	年2回	→ 年2回
○人権教育推進委員だよりの発行	年1回	→ 年1回

評 価	【評価理由】
	児童・生徒、教員の両面における指導・研修体制を充実させている。
A	【課題】
	人権教育推進委員会による活動が年3回ある。そのうち、都教委から人権尊重教育推進発表会への参加依頼が含まれているため、人権教育推進委員である教員の負担が大きい。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

あらゆる教育活動に人権教育を基本に据えて取り組み、北区教育委員会の教育目標に掲げる「人間尊重の精神」を基調として、他者の立場に立って物事を考えることや思いやりのある豊かな人間性を育てていく。

また、引き続き、児童・生徒、教員の両面における指導・研修体制の充実を図るとともに、専門家を講師として招へいするなど、社会環境の変化に柔軟に対応した指導・研修を行うように努めていく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 道徳教育の推進

《事業概要》

各小・中学校に置かれる道徳教育推進教師を対象に、校内において道徳教育を推進するための資質・能力の向上を図る研修を実施する。

また、各校で実施する道徳授業地区公開講座について、実施計画や学習指導案の作成に当たってきめ細かな指導・助言を行うなど、北区教育委員会により専門的サポートを行うことにより、内容の充実を図る。

《事業のねらい》

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
○道徳教育推進教師研修	年3回	→	年3回
○道徳授業地区公開講座の開催	全小・中学校46校	→	全小・中学校46校 ※書面・オンライン含む

評価理由 【評価理由】
各研修及び道徳授業地区公開講座について、目標通り実施できたため。

A 【課題】
平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において「特別の教科 道徳」が全面実施されたことを受け、児童・生徒の道徳科の学習状況の評価（通知表や指導要録にどのように記載すべかについて）への不安を、学校の教員がもっている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

道徳教育推進教師研修会等において道徳科の指導と評価に関わる内容等について研修を行い、区立学校の道徳教育の更なる充実を図る。

【教育振興部教育指導課】

4 健やかな体を育てる

- ・子どもたちの体力向上を図るとともに、健康で安全な生活を営むための力の育成を図ります。

【主な施策】

(11) 体力の向上・健康の増進

(12) 保健指導・食育の推進

事業名 東洋大学連携事業・体力の向上

《事業概要》

子どもたちにスポーツの楽しさや魅力を理解させながら、健康・体力の向上を図るため、包括協定締結大学である東洋大学と連携し、投げる力の強化やコーディネーショントレーニングの導入等の事業を展開する。

《事業のねらい》

児童・生徒にスポーツの楽しさや魅力を理解させながら、健康・体力の向上を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
東洋大学との連携事業の検討	実施	→ 未実施

評 価	【評価理由】 東洋大学との連携事業であった「東京駅伝」大会が発展的終了となったことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により検討が進まなかったため。
	C 【課題】 学校園のニーズや教育課題に正対した連携内容の精査及び見直しが必要である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和6年度の連携準備、計画策定、令和7年度の実施に向けて、着実に準備・検討を行う。

【教育振興部教育指導課】

事業名 長なわトライ

《事業概要》

基準回数達成に向けて、各学級で気持ちを一つにして、長なわに取り組む。基準回数を達成した学級に対して表彰状を交付するとともに、各学校で学校長が判断した場合についても、記録証を使用して表彰を行う。

《事業のねらい》

児童・生徒の体力が長期的に低下傾向にあるため、集中力や協調性を育み、学級の一体感・団結力を高めながら、リズム感、瞬発力、持久力などの体力向上を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
実施校数	全小学校34校	→ 12校
	全中学校12校	→ 1校

評

価

【評価理由】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実施を見合わせた学校が多かったため。

C

【課題】

各校が積極的に取り組むような啓発活動が必要である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

引き続き、全校での実施を目指す。一方で、体力向上だけではなく、学級の一体感・団結力を高めるという観点からも推進が望まれる事業だが、児童・生徒の健康・安全の確保を考慮し、コロナ禍による影響がさらに長期化する場合には、他の競技形式を検討する可能性がある。

【教育振興部教育指導課】

5 共に学び合い、共に成長する力を育てる

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育を推進するため、就学相談体制の充実や特別支援学級の整備等、多様な教育的ニーズに応じた効果的な支援を行う柔軟なしくみを整えます。
- ・特別支援教育を必要とする児童・生徒について、障害の特性や状態に応じた専門的な指導内容・指導方法の充実を図るため、研修や研究授業、巡回指導・専門家チームの学校への派遣等に取り組みます。
- ・発達障害又は発達障害の疑いのある児童・生徒が増加しているなかで、自閉症や情緒障害等の障害特性による学習上又は生活上の困難さについて、多様な学びの場の整備及び教員・保護者への理解啓発を進めていきます。
- ・知的障害特別支援学級を設置している学校において実施する合同行事について、児童・生徒の能力・特性に応じ、計画的に実施し、学校のみならず広く地域社会に向けて、特別支援教育や特別支援学級についての理解啓発を図ります。
- ・不登校児童・生徒に対し、学校や教育相談に関わる相談員、スクールソーシャルワーカー等が連携して支援を行います。また、適応指導教室への通級を促し、社会的自立に向けた学習支援や居場所支援の充実を目指します。
- ・日本語指導や学校生活指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行っていきます。

【主な施策】

(13) 一人ひとりに応じた多様な学びの場の支援・指導の充実

(14) インクルーシブ教育システムの構築を目指した特別支援
教育の推進

(15) 不登校児童・生徒への支援

事業名 小・中学校特別支援学級の設置

《事業概要》

一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めていく。

《事業のねらい》

一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
①知的障害特別支援学級の新設	中学校 1 校	→ 中学校 1 校 (飛鳥中学校)
②理解・啓発	北区の特別支援教育理解・啓発パンフレットの作成	→ 北区立小・中学校すべての教職員へ配布。

評価	【評価理由】
	計画通り、飛鳥中学校へ知的障害特別支援学級を設置することができた。
A	【課題】
	本事業を検討・推進していくにあたり、児童・生徒数の推移や地域特性を十分踏まえながら、検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

自閉症・情緒障害特別支援学級について、円滑な教育活動が進められるよう、特別支援学級の理解啓発を図っていく。また、地域的な偏在を解消し、生徒や保護者の通学の負担を軽減するため、令和 6 年度は、(仮称) 都の北学園に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置予定である。

【教育振興部教育総合相談センター】

事業名 特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣

《事業概要》

障害特性を踏まえた適切な把握や、障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣する。

《事業のねらい》

特別支援教育を必要とする児童・生徒に対して、専門的な指導内容・方法の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
巡回指導・専門家チームの派遣実績	派遣 3 回	→ 派遣 2 回

評価

【評価理由】

児童・生徒の行動観察等の実態把握を行い、障害特性に応じた適切な指導内容や方法等への助言を目的として、専門家チームの派遣を行っている。派遣実績は、2件であった（令和3年度は0）。

A

【課題】

本事業を検討・推進していくにあたり、事業の概要や手順についての周知等、更なる取り組みを行っていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

本事業を今後実施していくうえで、事業の概要や仕組み、申請手続き等を記したガイドラインを作成し、学校へ周知する。

また、実施にあたっては、教育総合相談センター内で派遣・訪問についての事前検討を行い、ケース会議等を通じて報告及び今後の方針について協議を行う等、情報の共有を図っていく。

【教育振興部教育総合相談センター】

6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

- ・グローバル社会をたくましく生き抜くために、コミュニケーション能力を重視した英語力を育みます。
- ・英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけづくりとなるよう、体験的で実践的な学習を行う場の充実を図ります。
- ・日本人としての自覚や、郷土を愛し誇りに思う心を育むため、地域の歴史、伝統・文化等について学び、理解を深めます。
- ・児童・生徒と外国人との様々な交流の機会を設け、日本文化の紹介や、外国文化に触れる体験等を取り入れた教育活動を展開することで、異なる国や地域の伝統・文化等を尊重するとともに、日本や北区の良さを積極的に発信できる力を育成します。日本人としてはもちろん、ふるさと北区を愛し、誇りに思う心を育み、異なる文化との相互理解を促進します。

【主な施策】

(16) 英語教育の充実

(17) ふるさと北区への愛着を育む事業の推進

(18) 国際理解教育の推進

事業名 検定料補助事業

《事業概要》

小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助する。

※英語検定：小学6年生、中学1～3年生

漢字検定：小学6年生、中学3年生

数学検定：中学2年生

《事業のねらい》

児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、英語・国語・数学の基礎的な知識や技能の確実な定着を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
英語検定志願率	小6：50%	→ 19.9%
	中1：50%	→ 45.3%
	中2：50%	→ 51.3%
	中3：60%	→ 55.0%
漢字検定志願率	小6：50%	→ 小6：35.3%
	中3：50%	→ 中3：48.1%
数学検定志願率	中2：50%	→ 中2：36.1%

評価	【評価理由】 小学生からの英検、漢検の志願率が低く、目標を達成できていない。また、数検も志願率を上げる必要がある。
	【課題】 B 受験を控える学年からの志願率は高くなる傾向にあるが、小学生、中学一年生からの志願率はまだ低く志願率を上げるための周知が必要である

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

公費受験の対象とする検定日程について柔軟に対応するほか、受験案内を積極的に行うことで受験率の向上に努める。また、合格率については引き続き各検定協会と調整のうえ、適切に把握していく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業

《事業概要》

渋沢栄一に関する副読本を区独自で作成・活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績などを学ぶ。

また、芥川龍之介やドナルド・キーン氏をはじめとした北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や開設予定の（仮称）芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍・絵画の中央図書館での展示、各種公開講座などを通じて学ぶ機会の充実を図る。

《事業のねらい》

渋沢栄一や芥川龍之介、ドナルド・キーン氏をはじめとした北区にゆかりのある偉人の功績などを学び、地域への誇りと愛着の心を育む。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
▶ドナルド・キーンコレクション(寄贈資料) コーナー閲覧者数	3,000名	→ 4,710名
▶「日本文学と日本文化の伝道師ドナルド・キーン生誕100年」パネル展		
▶「ドナルド・キーンと平和」パネル展		
▶萩原朔太郎大全2022「田端文士とキーン先生～萩原朔太郎～」		
①パネル展&ワークショップ(田端文士村記念館・中央図書館・田端図書館)	①ワークショップ(中央・田端図書館) 800名	→ 参加: 847名
②ドナルド・キーンを読む会 講演・朗読・ブックトーク講演「萩原朔太郎と室生犀星～二魂一体の友情と詩のみやこ田端」	②30名(募集人数)	→ 参加: 33名
▶ドナルド・キーンプロジェクト外事業(文化施策担当課)「生誕100年キーン先生との再会 展覧会&講演会」		
①平野啓一郎講演会「キーン先生の思い出」	①450名(定員)	→ 参加: 430名
②展覧会: 大谷美術館・飛鳥山博物館・田端文士村記念館・中央図書館「キーン先生と赤レンガ図書館」	②展覧会(中央図書館) 800名	→ 参加: 836名 (4館総計 13,028名)

・青淵義塾初級編～渋沢栄一伝記資料とは～	30名	→	28名
・青淵義塾中級編～写真で辿る渋沢栄一～	20名	→	21名
・渋沢栄一に関する副読本の作成	完成	→	完成
	児童・生徒へ配布		児童・生徒へ配布

評価 【評価理由】

キーン氏生誕100年に関する展示及びキーン・コレクション資料を神奈川近代文学館、軽井沢高原文庫等へ出品貸出したほか、萩原朔太郎大全2022に参加し、田端文士村記念館と連携した展示及びワークショップ、講演会等を実施。また、ドナルド・キーンプロジェクトと連携した展示を実施しキーン氏について多角的に取り上げた。青淵義塾については積極的に推進している。

A 【課題】

文学館への出品、他館との同時開催・回遊型展示の効果により、コレクション閲覧者が前年比約1.5倍となった。今後、様々な連携の形態を模索し、より周知に努める。また、文化センター等他機関とのより一層の連携を推進していく必要がある。副読本については各学校が活用をしていくよう継続的に周知していく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

昨年度に引き続き、区民の会との協働によるドナルド・キーンコレクションの活用併せて、ドナルド・キーンプロジェクト（文化施策担当課）の一環として各種事業を行うほか、ドナルド・キーン記念財団、ドナルド・キーン・センター・柏崎等の各機関と連携し、様々な機会を捉えて事業を展開していく。また、生誕100年をはじめとした各地の文学館で開催される企画展への協力出品を行う。

また、「青淵義塾」についても引き続き実施し、渋沢栄一についてその功績やゆかりの地、理念・思想等についてより理解を深める学習機会を区民に対して提供する。

今後も区民ニーズを捉え、北区ゆかりの偉人について関心と理解を深める満足度の高い講座の実施を目指し、地域への誇りと愛着を醸成する。副読本活用の実情や課題について聞き取り、必要に応じて指導・助言する。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

【教育振興部中央図書館】

事業名 イングリッシュキャンプ

《事業概要》

北区の中学2年生が外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を行うことで、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成する。また、キャンプ後においても、学校行事に留学生を招待し交流を継続するなど、国際理解教育の充実を図る。

《事業のねらい》

英語教育の充実

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
参加者数	1,300名以上	→	1,369名
参加率	100%	→	87.1%
継続交流	実施校6校以上	→	全校中止
			(コロナ禍の影響による事業実施時期の変更に伴い、継続交流の実施期間の確保が困難となったため。)

評価	【評価理由】
	コロナ禍で取り組むことができるプログラム内容を工夫し、コミュニケーションの機会を前年度より増やしたうえで全12校実施することができた。
B	【課題】
	移動教室に変更したことに伴う留学生の確保

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

参加者が事業の主旨を理解し、参加・活動を行っているため、円滑かつ熱意のある運営を行ってきた。引き続き、充実した活動を推進するため、令和3年度から、移動教室へ変更し、イングリッシュキャンプ（EC）として実施している。なお、令和5年度は岩井学園にて、11～1月に2泊3日で実施する。

令和6年度以降は、感染症対策を変更して実施するため、実施時期の変更や継続交流の再開等も含め、運営委員会を中心として、校長会、プログラム運営委託者、教育指導課及び学校支援課の関係者間で協議・検討を行い、生徒が体験するプログラム内容等のさらなる充実を図りたい。

【教育振興部学校支援課】

事業名 中学校生徒海外交流事業

《事業概要》

アメリカ合衆国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市セブンヒルズスクールの生徒とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れることにより、国際親善に貢献しようとする意欲を高めるとともに、国際理解を深める態度を育む。

《事業のねらい》

英語に慣れ親しみながら、語学力、論理的思考力、コミュニケーション力、主体性、協働性など、グローバル社会で生き抜く力の素地を育む。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○派遣 (代替交流事業を実施) 令和4年8月～1月	北区立中学校生徒 40名	北区立中学校生徒 60名
○受入 令和4年2月	セブンヒルズスクー ル生徒40名	セブンヒルズス クール生徒46 名 引率の先生方7 名

評価 【評価理由】
新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりセブンヒルズ・スクールと北区立中学校とでオンラインによる交流活動行った。そして、令和5年2月に、セブンヒルズスクール生徒(46名)と引率の先生方(7名)が来日し、北区立学校の児童・生徒との交流活動を行った。

B

【課題】

新型コロナウイルスの規制緩和による本来の海外交流事業再開に向けた準備。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和5年度においては北区生徒の海外派遣を再開し日本とアメリカ両校による海外交流事業を実施する。令和5年11月に北区生徒の海外派遣、令和6年2月にセブンヒルズ・スクール生徒の北区受入れを予定している。

【教育振興部教育指導課】

事業名 パリ 2024 競技大会を見据えた東京国際フランス学園との推進事業

《事業概要》

パリ2024競技大会を見据え、滝野川紅葉中サブファミリーと東京国際フランス学園との連携強化を図る。

《事業のねらい》

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神などを身に付け、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○滝野川紅葉中学校サブファミリーと東京国際フランス学園との連携	連携の強化	→ ・手作りカレンダーの交換 ・生徒会本部役員の生徒等、人数を絞っての東京国際フランス学園への訪問等を実施

評価理由 【評価理由】
コロナ禍により直接の交流はできなかったが、作成物の送付等による交流を推進した。

B 【課題】
従前の交流に加え、新たな交流方法を確立する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

2024 オリンピック・パラリンピック競技大会に加え、渋沢栄一のパリ万博訪問・日仏会館の建設、パリ市の姉妹校提携など、パリ市とのゆかりは多い。学校2020レガシーやこれまでの各校の取組と関連付けながら、取り組んでいく。

【教育振興部教育指導課】

事業名 オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築

《事業概要》

オリンピック・パラリンピック教育を継続し、子どもたちに「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を養い、東京 2020 大会で培われた教育資産をレガシーとして継承する。

また、北区の施設において事前キャンプを実施するハンガリー国に関する調べ学習や選手との交流等を通じて、国際理解教育を推進する。

《事業のねらい》

東京 2020 大会閉幕後も、パリ 2024 大会を見据えながら、自らの人格形成を促し、国際社会や地域社会の一員としてもつべき資質を育む。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施校（都委託事業）	全50校・園	→ 令和4年度なし
○学校連携観戦プログラムの実施	競技観戦	→ 令和4年度なし

評価 【評価理由】
「学校 2020 レガシー」を各校園の教育課程に位置付け、重点的に育成すべき5つの資質を育てるために、幼児・児童・生徒の実態や地域の特性に合った教育活動を実践した。

A 【課題】
大会が終了した令和4年度以降も、各学校がオリンピック・パラリンピック教育の趣旨を受け継ぐ取組を「学校 2020 レガシー」として、長く続く教育活動として継続・発展していく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

平成28年度から各校で取り組んできた活動を、学校レガシーとして教育課程に位置付け、継続的に取り組んでいく。

【教育振興部教育指導課】

7 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を伸ばす

- ・家庭と連携・協力し、自然災害の発生時に自分の判断で安全を確保する行動ができるようにするとともに、自ら安全・安心な地域づくりに貢献できる児童・生徒の育成を図ります。
- ・児童・生徒の科学に関する資質・能力を高めるため、科学に高い興味・関心を示し、理数好きな児童・生徒の育成を図ります。
- ・児童・生徒がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動である「プログラミング教育」を推進し、情報活用能力の育成を図ります。
- ・ICTの活用により、「主体的・対話的で深い学び」を一層推進します。
- ・SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実に努めるとともに、SDGs の考え方や17の目標内容を意識した教育活動の充実に努めます。

【主な施策】

- (19) 命を守る・救える人材の育成
- (20) 科学技術を社会に活かす人材の育成
- (21) 情報活用能力の育成
- (22) 社会の変化に対応できる力の育成
- (23) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

事業名 理科大好きプロジェクト

《事業概要》

包括協定を締結しているお茶の水女子大学との連携により、実験教室等を実施する。全小・中学校に理科支援員を配置するとともに、理科教育アドバイザーが全小・中学校を巡回し、指導・助言する。また、北区立小学校に在籍する児童から、自ら決めたテーマについて展示発表する北区立小学校児童科学展を実施し、優秀作品は北とぴあ区民プラザでの展示及び区ホームページにて公表する。

《事業のねらい》

子どもたちの理科に対する興味と関心を高めるとともに、実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供することを通して、持続可能な社会をけん引する力を伸ばす。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
理科実験支援事業	100 授業	→	93 授業
サイエンスラボ (中学生対象)	年 10 回	→	年 5 回
科学・環境スクール (小学生対象)	年 6 回	→	年 4 回
理科支援員配置	各校 1 人	→	各校 1 人
理科教育アドバイザー巡回指導	小学校全 34 校 中学校全 12 校	→	小学校 31 校 中学校全 12 校
北区立小学校児童科学展応募数	171 点 (昨年度実績)	→	165 点

評価 【評価理由】

コロナ禍により、臨時休業、中止となっていた各事業が再開し、コロナ禍前の実績に戻りつつある。

B 【課題】

コロナ禍前の実績水準に戻しつつも、各校生徒が参加、応募し易い環境整備、周知を徹底する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

理科実験支援事業について、児童・生徒の理科に対する興味を持たせ、実験等を通じて楽しさを実感できる取り組みを目指す。

サイエンスラボ及び科学・環境スクールは、複数校の児童・生徒が集合する形態であり、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮が必要であるが、通常の学校の授業では取り組むことが困難な内容や発展的な内容に取り組むことで科学に対するより深い関心・興味と科学研究に対するスキルを育てる場として大事な事業である。令和 5 年度については実施回数に戻すことを目標、方針とする。

【教育振興部教育指導課】

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

事業名 ICT教育の充実

《事業概要》

ICT（情報通信技術）を活用し、データ等を積極的に活用した授業及び情報化の進展に対応した教育を推進する。教員、児童・生徒へ配付した端末（以下、「きたコン」という。）を使用して、データ活用やプログラミング教育を行い、更なる教育の質の向上を図る。

《事業のねらい》

ICT教育を推進し、情報活用能力や論理的思考能力、問題解決能力を育成し、未来を担う子どもたちを育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
① ICT活用研修の開催	年8回	→	年6回
② 情報教育担当者連絡会の開催	年2回	→	年2回
③ 北区GIGAスクール構想推進委員会 の開催	年10回	→	年9回
④ ICT支援員の定期派遣	各校月2回	→	各校月2回
⑤ 教育情報化推進委員による巡回 訪問指導	各校年2回以上	→	各校年2回以上

評価	【評価理由】
A	<p>令和4年度は、教育の情報化に関する事務を一元的に担う、学び未来課を新設し、教育情報化推進員2名を配置して、巡回訪問指導を実施し、きたコン活用ガイドブックを作成して展開するなど、教員のICTに関する指導力の向上を図った。また、きたコン使用ルールを作成するなど、家庭と連携して情報活用能力の育成を行い、ICT教育の充実に図ったため、評価はAとする。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・教員によるICT教育の実践状況に差があるため、ICT環境を効果的に活用した教員の指導力の向上を図る取組が必要。 ・児童・生徒の「きたコン」等の適正な活用に向けた取組（情報モラル教育等）が必要。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和5年度以降も、ICTを活用した教育の質の向上と学校や教員による実践状況の差の解消に努め、児童・生徒の情報活用能力の育成を進めていく。

＜令和5年度以降の重点的な取組＞

上記①～⑤に加え、下記の取組を行う。

- ・ICT支援員による訪問回数を月2回から4回に拡充（9月～）し、教員、児童・生徒のICTを活用した授業支援等の強化を図る。
- ・「SNS北区ルール」等を紙ベースだけでなく、ホームページ等でも周知を行い、情報モラルを含む情報活用能力の育成を行う。
- ・令和4年12月に作成した「きたコン活用ガイドブック」に基づく実践を行い、教員のICTを活用した指導力向上を図る。

【教育振興部学び未来課】

事業名 SDGsの達成に向けた教育の充実

《事業概要》

SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育など、持続可能で質の高い教育の充実をはじめ、SDGs の考え方や 17 の目標内容を意識した教育の推進に向け、環境や人権、国際理解教育、オリンピック・パラリンピック教育などを推進し、SDGs に関する教育活動の充実を図る。

《事業のねらい》

日々の授業のなかで自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業の改善をとおして、「持続可能な社会の創り手」を育成する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○北区教育委員会研究協力校(桐ヶ丘中学校)での研究(令和2~3年度)	実践報告	→ 令和4年度実績なし

評価	【評価理由】
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課題研修会にて「持続可能な社会づくりに向けた教育」に関する内容で実施。 ・教科等(社会、理科、生活科、総合的な学習の時間)と関連付けた学習指導の実施。
A	<p>【課題】</p> <p>各校において実施している多様な学習活動について、その取組を集約し、情報発信をしていく必要がある。また、他自治体における先進事例の研究・実践を行う必要がある。</p>

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

教育課題研修会で「持続可能な社会づくりに向けた教育」に関する内容を行うとともに、各校において教科等(社会、理科、生活科、総合的な学習の時間)と関連付けて学習指導を行う。

事業名 特色ある教育活動支援事業

《事業概要》

区立小・中学校における特色ある教育活動（学習、文化、芸術、スポーツ及び社会奉仕活動に関する事業）等を推進するため、1校50万円を限度として事業実施に係る経費を支援する。

（谷村教育基金活用事業を後継し、令和3年4月1日より事業開始）

《事業のねらい》

学校ごとの特色ある取組みを推進し、子どもたちに夢や希望を与え、子どもが自ら考え、生きる力を育むとともに、人材育成や教育改革を推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
(1)小学校からの支援事業の申出	5校程度	→	5校
(2)中学校からの支援事業の申出	3校程度	→	4校

評 価	【評価理由】
	各事業目標を達成しているため、評価はAとする。
A	【課題】
	引き続き事業を継続し、区立小学校における特色ある教育活動を支援する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

特色ある教育活動等支援事業は、各区立小中学校における独自の教育活動や文化・芸術活動を支援することを目的に、令和3年度から実施しており、初年度から目標を達成することができている。

今後も、児童・生徒の豊かな感性や、将来、社会の一員として協働してものごとに取り組む姿勢を育ていけるよう事業を推進していく。

【教育振興部学校支援課】

Ⅱ 豊かな教育環境をつくる

8 学校の教育力・経営力を高める

- ・児童・生徒の多様なニーズや時代の要請に応えることのできる教員の指導力向上を図ります。
- ・教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための働き方改革を推進し、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長を目指します。
- ・保護者や地域が学校経営に参画する「学校運営協議会」を設置し、学校・保護者・地域住民が協働した社会に開かれた教育課程による特色ある学校づくりを進めます。
- ・学校評議員等による学校評価の充実を通して、学校の経営力強化を図ります。

【主な施策】

- (24) 教員の指導力の向上・体罰の根絶
- (25) 教員の指導環境の充実
- (26) 学校の経営力の強化

事業名 教員の質を高める方策についての検討

《事業概要》

教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、教員の質を高める方策について検討する。

《事業のねらい》

これからの教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」などについて自ら実践し、またはその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する実践的な研究を行う研究者的な視点をもった教員を育成・確保する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
○東京都教職員研修センターで募集する、「教職大学院派遣研修」へ教員を派遣する。	教職大学院へ教員1名派遣	→ 教職大学院へ教員1名派遣

評価理由
令和3年度に選考合格した小学校教員を1年間教職大学院に派遣し、小学校特別支援教育の研究を行った。また、教職大学院派遣研修に小学校教員の1名が派遣を希望し、選考受験し、合格した。

B 課題
派遣後に「主体的・対話的で深い学び」等に関わる研修成果を区内の教員に還元させるためには、来年度以降も引き続き本区で勤務させる必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和3～5年度に教職大学院に派遣した教員が、北区教育委員会で実施する研修会の講師等を務め、北区立学校の教員に対して、大学院で学んだ指導法や指導技術、成果等を還元させる。

事業名 教育先進都市を支える学校働き方改革

《事業概要》

平成31年3月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の勤務環境改善と長時間勤務を改善するための取り組みを推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにするとともに、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長を目指します。

《事業のねらい》

学校における働き方改革の推進

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
①勤務時間の把握	全区立小・中学校、幼稚園及び認定こども園にタイムレコーダーを導入	→ 全区立小・中学校、幼稚園及び認定こども園にタイムレコーダーを導入
②メッセージ機能付き電話の導入	全小中学校に配置	→ 全小中学校配置済み
③ICT環境の整備	(1) 校務支援システムの機能の拡充 (2) ICT支援員(各校月2回)の派遣	→ (1) システムカスタマイズの実施 → (2) ICT支援員(各校月2回)派遣
④学校徴収金の公会計化の検討	公会計化の調査、検討	→ 先行自治体や学校の調査を実施。また、区立小中学校における給食費無償化実施(令和5年4月～)を決定した。
⑤教員事務補助員の配置	全中学校(12校)に1名配置	→ 小学校34校中33校に配置、中学校は配置なし
⑥部活動指導員の配置	12校	→ 10校
⑦学校法律相談制度の導入	制度導入	→ 制度導入済み 相談実績5件

評価	【評価理由】
	①目標を達成しているため、評価はAとする。
	②目標を達成しているため、評価はAとする。
	③校務支援システムの活用を推進するための取り組みを進めることができたため、評価はAとする。
B	④給食費の公会計化については、文部科学省通知(令和元年7月)により、教員の業務負担軽減の観点から、実施を求められている。令和5年4月からの区立小中学校における給食費無償化の実施により、学校における保護者からの給食費徴収事務がなくなる等、教員の業務

負担を軽減できる見込みとなったため、評価を A とする。

- ⑤小学校のみ配置だったため、評価は B とする。
- ⑥全中学校への配置を予定していたが、学校が希望する部活動の指導員を確保することが難しく、令和 4 年度は 10 校への配置に留まったため、評価は B とする。
- ⑦制度導入済みのため、評価は A とする。

【課題】

- ①毎月の集計や年度の切り替えに伴う作業を学校で行う必要があるため、集計作業等が学校にとって負担となっている。また、適正な打刻を遵守させる必要がある。
- ②目標達成しているため課題なし。
- ③ICT環境の整備については、児童・生徒の一人1台端末環境の実現により、教員のICTに関する負担が増加している。
- ④給食費や教材費等の学校徴収金の公会計化については、職員体制の整備、業務システムの導入、債権管理に係る区長部局との調整、財源確保などの課題があることから、給食費無償化後の学校での運用状況や、無償化した他自治体の動向等を踏まえ、公会計化実施の有無を含めて検討していく必要がある。
- ⑤引き続き全小学校を対象に配置を継続するとともに、全中学校への配置に向けて取り組む。また、小学校のうち大規模校に該当する学校には加配を行う。
中学校の加配は令和5年度の状況を踏まえて必要性を検討する。
- ⑥指導員の配置にかかる財政負担が大きいため、東京都の補助金が終了した場合、予算の確保が難しい。また、配置が必要な部活動は教員の人事異動によって変わるため、タイトなスケジュールで採用活動を行う必要がある。
- ⑦引き続き、制度の周知を図っていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

- ① 引き続き、適切な勤務時間の把握に取り組んでいく。
 - ② 令和 2 年度までに小中学校全校への整備が完了した。経年劣化により老朽化している電話機については、適宜入替えを実施し、継続して教職員の負担軽減を図る。
 - ③ 一人1台端末環境の実現に伴う教員のICTに関する負担を軽減するため、ICT支援員の派遣回数を拡充する。
 - ④区立小中学校における給食費無償化の実施により、教員の業務負担の軽減を図った。公会計化については、給食費無償化後の学校での運用状況や、無償化した他自治体の動向等を踏まえ、実施の有無を含めて検討していく。
 - ⑤引き続き全小学校を対象に配置を継続するとともに、全中学校への配置に向けて取り組む。
 - ⑥引き続き東京都の補助金を活用しながら、ホームページや北区ニュースなども積極的に活用することで人材確保に努め、全中学校への配置を目指す。また、国が進める部活動の地域移行について検討を進める。
 - ⑦引き続き、新年度の定例校園長会等で周知を行っていく。
-

【教育振興部教育指導課】
【教育振興部学校支援課】
【教育振興部学び未来課】
【教育振興部教育政策課】

9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

- ・学校施設の老朽化対策と「教育先進都市・北区」に相応しい施設整備を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づいて、計画的に改築又はリノベーション事業を実施します。
- ・安全・安心で快適な施設環境を維持するため、適切な維持・保全を確実に実施します。
- ・今後の児童・生徒の人口推計等を踏まえ、学校の施設整備をはじめとする、将来の人口を見通した施策を展開していきます。

【主な施策】

- (27) 長寿命化計画の推進
- (28) 学校施設設備等の整備の推進
- (29) 区立小学校の適正配置の推進

事業名 学校の改築

《事業概要》

改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な教育環境の充実を図るため、「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、学校施設の改築を推進する。

《事業のねらい》

従前の改築ペースを維持しながら、計画的に改築に取り組むことで、「教育先進都市・北区」に相応しい学校施設を整備する。

《評価対象年度における目標と実績》

【令和4年度実績】	(目標)	(実績)
① 西が丘小学校改築事業	開設	→ 新築工事
② (仮称)都の北学園	新築工事	→ 新築工事
③ 堀船中学校改築事業	設計・解体工事	→ 設計着手

評価	【評価理由】
	『令和3年度予算編成における「緊急的な財源対策」』の実施に伴う、堀船中学校改築事業の繰延べ等の影響はあるが、評価はBとする。
B	【課題】
	人件費の上昇や燃料価格の高騰などの動向を踏まえながら、改築事業への影響を最小限に留めていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき、順次計画的な改築に取り組む。

【教育振興部学校改築施設管理課】

事業名 学校施設のリニューアル（長寿命化改修）事業の推進

《事業概要》

「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づき既存の学校施設を、目標使用年数である80年以上使い続けるため、耐久性の向上や物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められる水準まで引き上げる、「リニューアル（長寿命化改修）」を順次実施する。

《事業のねらい》

既存校の長寿命化を図ることで、学校施設の整備をより計画的に推進し、教育環境の充実を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

【令和4年度実績】	（目標）	（実績）
① 滝野川第四小学校リニューアル事業	リニューアル工事	→ リニューアル工事
② 谷端小学校リニューアル事業	リニューアル工事	→ 設計
③ 豊川小学校リニューアル事業	設計	→ 調査

評価	【評価理由】
	谷端小学校の教室不足対応（増築棟整備）の影響により事業着手が遅れたが、全体では概ね順調に進捗しているため、評価はBとする。
B	【課題】
	本事業の推進にあたっては、居ながら工事による騒音・振動等や学校敷地内への仮設校舎設置による代替運動施設の確保などの課題があり、学校と調整しながら計画的な事業の推進を図る必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

計画的にリニューアル事業を推進し、教育環境の充実を図る。

【教育振興部学校改築施設管理課】

事業名 今後の人口動向を見据えた教育環境の充実

《事業概要》

当面の間、児童・生徒数の人口推計が増加傾向にあるため、区が実施する北区人口推計や東京都が実施する教育人口等推計をはじめ、地域開発の動向等も踏まえた検討や、通学区域ごとの分析等を行う。

また、分析の結果等に基づき、普通教室等の確保策を検討・実施する。

《事業のねらい》

区立学校における良好な教育環境の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
関係部課による横断的な情報共有・検討	毎年、児童・生徒の人口推計、地域開発の動向、通学区域ごとの分析等を行い、普通教室等の確保策を検討し、教育環境の確保・充実を図る。	→ 関係部課による会議を3回実施し、令和5年度以降の対応策を検討するとともに、新たに大規模校等の基準を設定した。

評価 【評価理由】

A 良好な教育環境の確保に向けて、対応策の具体化を図る学校と、対応策検討の要否について引き続き注視する学校に分類し、令和5年度以降の対応策を検討した。また、既に大規模校化し、運営に支障が出始めている学校に対応するため、新たに大規模校等の基準を設定し、基準に応じたソフト・ハード両面からの対応策を設定するなど、教育環境の充実を図ったため、評価はAとする。

【課題】

児童・生徒数の増加には地域的な偏在があり、地域によっては大規模校（過大規模校）化が懸念される学校があり、過大規模校化が見込まれる場合には回避策も併せて検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

すべての学校が充実した教育活動を展開できるように、今後も、児童・生徒の人口推計、地域開発の動向、通学区域ごとの分析等を踏まえ、各学校の諸室の利活用状況を精査し、他自治体の活用事例も参考にしながら教室確保策を検討・実施して、良好な教育環境の確保に努める。

【教育振興部学び未来課】

【教育振興部教育政策課】

【教育振興部学校改築施設管理課】

【教育振興部学校支援課】

10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する

- ・生活困窮家庭の支援について、子ども食堂など、子どもの居場所づくりや学習支援事業等、区民やNPO・ボランティア団体と連携した多岐にわたる支援を行います。
- ・児童・生徒が抱えるいじめ・不登校等の課題、親子関係や貧困等の家庭環境を原因とする課題に対して、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校や社会資源との連携を図り、課題解決に向けて相談等の支援を行います。
- ・子どもセンターやティーンズセンター、放課後子ども総合プランにおいて、地域と連携した多彩な交流活動を展開します。

【主な施策】

(30) 学びのセーフティネットづくり

(31) 教育相談体制の強化

(32) 子どもの居場所づくり

(33) 高校・大学との連携

(34) 企業・NPO等との連携

事業名 スクールソーシャルワーカーの拡充

《事業概要》

児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等での様々な課題について、未然防止や早期発見、早期支援のため、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携を一層推進し、地域における一体的で効果的・効率的な支援を行っていくため、スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用を図る。

《事業のねらい》

児童・生徒の心の問題や悩みに関する相談支援や取り巻く家庭環境への支援、社会資源との連携等を図る。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
① SSW人員体制	6名体制	→	6名体制
② SSW相談、活動実績	(1) 研修 年4回実施	→	(1) 研修 年4回実施
	(2) 相談件数 (総数226件)	→	(2) 相談件数 (総数207件)
	(3) 活動件数 (総数6,287件)	→	(3) 活動件数 (総数7,142件)
	<内訳>面接、訪問、連絡・連携		<内訳>面接、訪問、連絡・連携

評価 【評価理由】

1名増員により、児童・生徒の支援、社会資源との連携等は、今まで以上に図ることができた。相談、面接等の活動は、令和3年度実績を上回った。また、研修についても、令和3年度と同様に年4回実施した。

A 【課題】

本事業により適した効果指標について、他自治体の例を研究して設定し、その指標に基づき、効果検証を行っていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

SSW職については、学校や教員との連携、情報共有を推進し、社会福祉に関する専門的な知識と経験を活かし、社会資源との関わりを持ちながら、今後とも問題解決に向けて取り組んでいく。また、質の高い人材を確保するとともに、研修や育成体制を整えていく。

【教育振興部教育総合相談センター】

Ⅲ 学び合う絆をつくる

1 1 家庭の教育力の向上を支援する

- ・区民との協働による図書館づくりを進めることにより、学校図書館や地域図書館との連携を軸とした子どもの読書活動を推進します。
- ・家庭教育はすべての教育の出発点であり、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有していることから、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各家庭における教育の基盤づくりを支援するため、小・中学校の母親・父親のニーズに応じた講座の充実を図ります。
- ・子育て支援の輪を広げるため、子育て中の父親、母親向けの各講座を充実させるとともに、育児に積極的に関わろうとする祖父母世代の育児参加を促すことで、多世代が育児に関われる環境づくりを推進します。
- ・乳幼児期からの子どもの教育について啓発を行うなど、家庭教育に関する支援を充実させます。
- ・子育てに関する情報の周知を図り、子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用したさらなる情報提供に努めます。
- ・生活のなかに多くの課題を抱えている家庭に対し、生活全般に係る悩み事に関する相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備します。

【主な施策】

- (35) 子どもの読書活動の充実
- (36) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実
- (37) 保護者への支援

事業名 家庭教育学級等の充実

《事業概要》

家庭の教育力の向上や、家庭における豊かな心を育てるため、知識の習得や参加する保護者同士の学びあいを目的とした区民を対象とする講座で、幼児コース、小学生親コース、小・中学生親コース、父親コース、日曜コース等を開催している。

《事業のねらい》

子育て世代の悩みや不安を解消するための講座の実施や、親としてのあり方を考える機会を提供することを通して、家庭における教育力の向上を支援する。

《評価対象年度における目標と実績》

		(目標)		(実績)
家庭教育学級	父親コース	20 組	→	中止
家庭教育学級	小学生親コース	20 人	→	39 人
家庭教育学級	日曜コース	20 組	→	27 組
家庭教育学級	幼児・小学生 (低学年) 親コース	20 人	→	13 人※オンライン
家庭教育学級	幼児コース	20 人	→	16 人※オンライン
家庭教育学級	小・中学生親コースⅠ	20 人	→	35 人
家庭教育学級	小・中学生親コースⅡ	20 人	→	19 人

評価 【評価理由】新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、可能な限り感染防止対策をとったうえで講座を開設した。開催した中止とした講座もあったため、評価はBとする。

B 【課題】
地縁・血縁関係の希薄化の現状があり、子育てに対し不安や負担感を抱える保護者が増加している。家庭教育学級等、事業の更なる充実と併せて庁内の他部署との連携が必要である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

家庭は子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家族とのふれ合いを通じて基本的な生活習慣、豊かな情操、基本的倫理観、自立心・自制心を身に付けるなど重要な役割を担うものであり、すべての教育の出発点となる。

本事業は、講座を通し、各家庭において親子関係を考える機会を提供するもので、令和4年度は、幼児の保護者を対象とした事業も実施した。今後は0歳からの子どもの保護者を対象として、子ども未来部との連携も視野に入れながら事業展開をしていく必要がある。

今後も、前年度のアンケートなどを分析して区民の要望・ニーズを的確に捉え、家庭教育力の向上に寄与する事業として推進していく。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

1 2 地域の教育力の向上を支援する

- ・地域のスポーツ・文化活動等の拠点となる学校施設の利用促進や環境整備を推進します。
- ・学校と地域の連携・協働による取組のなかで、区民の生涯学習の推進や、区民の学習成果を子どもの豊かな成長に生かすしくみが有効に機能するよう、環境整備を図ります。
- ・次代を担う青少年が、社会の一員としての自覚をもち、健やかに成長ができるよう、地域と連携し、青少年の健全育成活動を推進します。
- ・区民の社会教育活動を支援します。

【主な施策】

(38) 地域との協働

(39) 青少年教育の振興

(40) 社会教育活動の支援

事業名 学校施設の地域開放

《事業概要》

区立小・中学校の体育館・教室・校庭などを学校教育に支障のない範囲で地域に開放し、区民の生涯学習やスポーツ活動の推進を図る。

《事業のねらい》

地域に学校施設を開放することにより、区民の生涯学習やスポーツ活動の場を拡充し、区民活動の活性化につなげる。

また、貸出制度に関し、受付方法の見直しや手続の簡素化について検討を進め、利便性の向上を目指す。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
① 利用実績（学校設備等使用・地区体育館・校庭夜間開放）	202,558人 (前年度実績)	→	255,740人
② 地域開放制度の見直し	総合管理委託校及び既存校におけるモデル実施（13校）	→	総合管理委託校及び既存校におけるモデル実施（13校）

評価 【評価理由】

以下の課題があり、評価はBとする。

【課題】

学校設備等使用制度での貸出において、副校長の事務負担が大きく、利用団体も固定化している現状がある。総合管理委託校として10校、モデル実施として3校実施しているが、管理方法に差異があり、その利用方法も複雑化し、新たな地域開放制度の検討が課題となっている。

B

予約受付・利用料支払いをインターネット上で行うことのできる【リモートロック】の導入を検討したが、費用負担が大きく見送りとなっている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和3年度と比較し、新型コロナウイルス感染拡大に落ち着きが見られ、利用者数は増加しているが、区民活動活性化のため継続して地域開放に取り組んでいく。

また、学校設備等使用制度については、【リモートロック】モデルの推進が頓挫しているため、地域開放制度の見直しを引き続き行い、低予算で利用者の利便性向上が可能な方策を検討していく。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

1 3 生涯にわたる一人ひとりの主体的な学びを支援する

- ・区民が多様なライフスタイルにあわせて、主体的に学習に取り組むことができる環境づくりや、リカレント教育も視野に入れた学習環境の整備を推進します。
- ・図書館の利便性の向上に努めるとともに、区民との協働による図書館づくりを進めます。

【主な施策】

- (41) 学習機会の拡充
- (42) 身近な学習の場の整備
- (43) 区民との協働による図書館事業の推進

事業名 地域活躍ステップアップ事業

《事業概要》

区と文化センター、近隣大学との間で適切に連携、役割分担を図り、ICT、語学、子育て等の魅力的、効果的な講座を企画し、その事業運営だけでなく、活躍の場（養成機関）まで受講生がステップアップできるようなコーディネート機能についても文化センターへ委託する。

《事業のねらい》

「リカレント教育」の視点も盛り込みながら、文化センターで学んだ知識や体験を地域活動につなげ、社会に還元していく仕組みをつくる。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
仕組みづくりの検討		
① 主管課検討	1回	→ ①委託予定先である文化センターと協議を行い今後の方針について検討を行った。
② 一部試行実施	2回	→ ②高齢福祉課所管のいきがい活動センターきらりあ北と文化センターで連携し、相互PRを行った。また、きらりあ北のイベント「きらりあマルシェ」で文化センターの利用団体が発表を行うなど、利用団体の活躍の場を広げた。

評価	【評価理由】	事業の具体的実施に向け指定管理者と定期的に協議している。
	【課題】	B ニーズと一致した事業をどのように展開していくのか、地域とどう連携していくのか、具体的手法を模索中である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

「区民大学」、「ことぶき大学」、「文化センター委託事業」など、学びたい人が学べる多様な学習機会を提供することで、生涯にわたる一人ひとりの学びを支援する。

学習を介して人と人がつながりを作り、地域コミュニティが活性化され、地域活動に還元される仕組みづくりを検討する。

【教育振興部生涯学習・学校地域連携課】

1 4 文化・芸術活動を振興する

- ・ 幼少期から北区の歴史や文化について学ぶ機会を提供し、区民の郷土に親しむ心を育てます。
- ・ 北区の歴史、自然、文化などに関する展示や調査研究を行う地域の郷土博物館である飛鳥山博物館の利用促進を図ります。
- ・ 北区の貴重な歴史的文化財を保存し、次世代に継承していきます。
- ・ 国史跡中里貝塚を保存し、整備活用を行います。
- ・ 子どもたちの活躍を顕彰し、北区の文化・スポーツ活動等の振興及び発展を図ります。
- ・ 子どもたちが文化芸術活動にふれあい、体験できるような機会を作ります。

【主な施策】

(44) ふるさと北区への愛着を深める事業の推進

(45) 文化財の保護・活用と保存・継承

(46) 魅力的な文化・芸術活動の推進

事業名 「史跡のまち・北区」のPR

《事業概要》

北区には西ヶ原遺跡群・十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や国指定史跡中里貝塚、西ヶ原一里塚などの史跡が多く存在する。

中里貝塚は平成8年に大規模調査が実施され、その内容が特筆されることから平成12年に国史跡に指定された。現在、貝層を保存するために地下に埋もれた状態で暫定整備されているが、国史跡としての整備・活用が求められている。そのために平成29年度に史跡の本質的価値と構成要素を明確化した「総括報告書」をまとめ、平成30年度から令和元年度にかけて、保存活用計画を策定した。これに基づき令和2年度には整備基本計画を策定した。令和4年度は基本設計を策定した。

また、令和4年度は史跡や文化財を紹介する講座事業10講座を、北区指定文化財の解説会を2回、文化財公開事業を1回開催し、473名が参加した。

《事業のねらい》

史跡や文化財の理解を深め、PRへとつなげる。

中里貝塚を適切に保存し、活用される史跡とする。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)		(実績)
北区の史跡や文化財を紹介する講座事業の数と参加者数	講座数5講座以上 参加者数は各講座の定員の80%以上	→	10講座開催 参加者数225名 (定員数250名) 参加率90%
北区指定文化財の解説会の開催と参加者数	開催1回以上 参加者数は定員の80%以上	→	2回開催 参加者数38名 (定員数40名) 参加率95%
北区指定文化財の公開事業の開催と参加者数	開催数1回以上 参加者数は定員の80%以上	→	1回開催 参加者数210名 (定員数300名) 参加率70%

評価 【評価理由】
公開事業の参加率は80%に満たなかったが、講座、解説会ともに参加者数は80%を超えているので評価はAとする。

A 【課題】
個人でも区内の史跡や文化財をめぐるような仕掛けづくりの開発が課題である。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

北区の史跡や文化財を紹介する講座の充実を図る。中里貝塚においては、実施計画の策定を行い、整備を進めていく。

【教育振興部飛鳥山博物館】

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（令和４年度分）報告書に対する意見

東京女子体育大学名誉教授
田中 洋一

「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和４年度分）報告書」（以下「報告書」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第２項に基づき所見を述べる。

２ 確かな学力を保證する

○ 確かな学力向上プロジェクト

小学校に学力パワーアップ講師を９３人、中学校に学級経営支援員を４２人配置して教育活動を充実させている。現在の国が定める学校教育の枠組みは、欧米に較べて貧弱な部分があり、個別最適な学びの実現は容易ではない。それを補う区の取り組みは高く評価できる。児童・生徒のつまずきの防止という面での効果は挙げられている。

学力フォローアップ教室が予定の年間３２回に届かず年２１回平均に留まったことは課題が残るが、コロナ禍等による学級閉鎖の影響もあったことを考慮するといたしかたなかったともいえる。今後はＩＣＴを活用するなどして、開催方法を一層工夫していくことが必要であろう。

外部指導者の人材確保は全国的な課題である。人材登録制度の活用や待遇改善などの検討も避けられない。

○ 教科担任制の導入

現在の子どもの発達状況や、指導内容の多様化に際し、教科担任制の一部導入は有効な手段である。また教員の働き方改革にもつながるものと思われる。現在モデル校での実施となっているが、全小学校での導入について、迅速に進めていただきたい。

○ 魅力ある学校図書館づくり事業

管下の全小・中学校に学校図書館指導員を配置していることは高く評価できる。学校図書館は課題解決学習のときに重要な役割を果たすだけでなく、校内における文化の殿堂として子どもたちの知的興味をかき立てる効果もある。そのためのレファレンス機能を果たす役割を期待したい。

現在の週2日は令和2年度から拡充した結果である。財政事情もあろうが今後の探究型学習や個別最適な学びの実現のために一層の充実を期待したい。

3 豊かな心を育む

○道徳教育の推進

コロナ禍においても開催方法を工夫して道徳授業地区公開講座を目標どおり実施したことは高く評価できる。道徳地区公開講座は道徳教育の趣旨や内容、方法を保護者等と共有することにある。その意味では学校側からの道徳教育についての方針、内容や方法についての適切な情報発信と同時に行うことが求められる。評価もそれらを含めて評価したい。

4 健やかな体を育てる

○東洋大学連携事業・体力の向上

コロナ禍により多くの事業が縮小したが、これも一つの機会と捉え、従来の事業を点検し、増えすぎた事業については整理すべきである。例えば小中学生の連合行事についてその有効性を吟味し、教育課程の圧迫や児童・生徒や教員の負担になっていないか等を考慮して精査していく必要がある。

教育は「やった方がよい」ものがほとんどだが、同時に教育は時間的にも予算的にも有限であることを自覚し、最適な教育課程を編成していく必要がある。

5 共に学び合い、共に成長する力を育てる

○特別支援教育に係る巡回指導・専門家チームの派遣

インクルーシブ教育を含む特別支援教育の充実のために有効な事業であると考えられる。派遣回数だけが評価基準ではないと思うが、派遣実績が目標に届かなかった原因を究明し、より発展させていきたい。

6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

○検定料補助事業

志願率達成を目標に掲げているが、これらの検定に価値を見出すかどうかは個人の判断であり、無理に受験者を増やす必要はない。行政が設定した数値目標に無理に近づけなくてはいけない内容ではない。キャリア形成にはそれぞれの方法があるので個々の考えを尊重したい。

II 豊かな教育環境をつくる

8 学校の教育力・経営力を高める

○教員の質を高める方策についての検討

研究と修養を義務づけられた教員の研修を支援することは有意義である。教職大学院への派遣が一名だけでは規模が小さいようにも感じる。区内において、教科指導、生活指導、経営等について中堅教諭の研修を充実させ、優秀な専門職や管理職を育成する制度をより充実させていただきたい。

○教育先進都市を支える学校働き方改革

学校教育を改善する基本的な施策であるので評価する。B評価のものを改善することはもちろん、その他の施策もより充実させていただきたい。

9 質の高い学校教育を支える施設設備等を整備する

○学校の改築

学校施設は長期に亘って使用するものである。今後、日本の学校教育はかつてなかったようなドラスティックな変化をする可能性がある。学級、教科、担任制度、図書室などの概念は大きく変わる可能性は高い。しかしながらどのように変わるかは予測できない要素もあるので、変更可能なことを優先させた設計・建築が必要である。

10 安全・安心で豊かな教育環境を整備する

全体に適切に行われていると考える。個々の事業についての特段の意見はない。どれも貴重な取り組みで一層の充実を願う。

特に、(32)子どもの居場所づくりは、現代における家庭、社会の状況が子どもの育成のために必ずしも適していないことを受け、喫緊の課題である。抜本的な施策を望む。

III 学び合う絆をつくる

現代において、とても大事なことであるが行政の範囲からも困難を抱える分野である。その中で北区の試みは積極的で評価できる。

学校施設等の貸し出し業務を教育職である副校長に課すことは課題が多い。学校の教育課程との兼ね合いを考えると致し方ない部分もあるが、新たな地域開放制度を早期に確立させていただきたい。

(空白)

IV 「北区子ども・子育て支援計画2020」

(1) 施策展開

【基本理念】 子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち

基本方針と5つの施策目標及び個別目標

基本方針	施策目標	個別目標
”子育て”への支援	1 家庭の育てる力を支援	①多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実 →
		②子育てに関する相談・情報提供の充実 →
		③親育ちへの支援 →
		④妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援 →
		⑤経済的負担の軽減 →
	2 子育て家庭を支援する地域づくり	①地域における子育て家庭への支援 →
		②健やかに育ち、育てる地域活動の促進 →
		③地域における子育てネットワークの育成・支援 →
		④地域における子育て支援の担い手の育成 →
		⑤子どもの安全を確保する活動の推進 →
”すべて”の子育て家庭への支援	3 未来を担う人づくり	①就学前教育の充実 →
		②教育の場における子育ての支援 →
		③自己実現の場と体験機会の提供 →
		④こころとからだの健全な成長への支援 →
		⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保 →
”まちぐるみ”での子育て支援	4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	①児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援 →
		②障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援 →
		③ひとり親家庭への支援 →
		④生活困窮家庭への支援 →
		⑤多文化共生に向けた支援 →
”安心して子育てと仕事ができる環境づくり	5	①ワーク・ライフ・バランスの理解促進 →
		②仕事と子育ての両立のための基盤整備 →
		③男女が共に担う子育ての推進 →

【基本的な視点】 子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す

網掛けは評価対象事業

個別目標に基づく具体的な取組事業

《取組事業》

1)保育所待機児童解消 2)放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 3)認可保育園 4)地域型保育事業 5)認証保育所 6)家庭福祉員 7)私立幼稚園の預かり保育 8)乳幼児ショートステイ事業 9)子どもショートステイ事業 10)子どもトワイライトステイ事業 11)一時預かり保育事業 12)緊急保育事業 13)延長保育 14)休日保育事業 15)年末保育事業 16)夜間保育 17)病児・病後児保育(施設型) 18)病児・病後児保育(利用料金助成型) 19)保育人材の確保支援

1)利用者支援事業 2)子育て世代包括支援センター事業(はびママたまご・ひよこ面接) 3)子ども家庭支援センター事業 4)子ども・教育に関する複合施設の整備 5)子育てガイドブック、子育てマップの発行 6)「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行 7)子育て福袋の配付 8)子育て支援情報配信メール(「安全・安心」快適メール) 9)子育て応援サイト「きたハビ」及び「きたハビモバイル」の充実

1)はびママ学級・パパになるための半日コース 2)親育ちサポート事業 3)地域育て合い事業 4)乳幼児クラブ活動

1)妊産婦健康診査 2)妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業 3)産前産後セルフケア講座 4)産後テイケア事業 5)産後ショートステイ事業 6)安心ママパパヘルパー事業 7)乳幼児健康診査(3~4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児)

1)学校給食費保護者負担軽減事業 2)私立幼稚園等入園祝金交付事業 3)ファミリー世帯転居費用助成 4)親元近居助成 5)児童手当の支給 6)子ども医療費助成

1)子育てひろば事業 2)幼稚園・こども園における地域子育て支援活動 3)保育園における地域交流活動事業 4)ファミリー・サポート・センター事業

1)協働による地域づくりの推進 2)子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業 3)子ども食堂ネットワーク構築支援事業 4)青少年地区委員会活動推進事業

1)児童館ネットワーク事業 2)北区子ども・若者応援ネットワーク【北区社会福祉協議会事業】

1)子育てアドバイザー研修 2)研修生の受け入れ

1)子ども見守りネットワーク 2)安全・安心情報配信メール(「安全・安心」快適メール) 3)子ども防犯教室 4)不審者対応訓練 5)通学路の交通安全対策 6)保育園、区立幼稚園、小学校門扉のオートロック化・運用 7)区立小・中学校、通学路における防犯カメラの更新 8)学童クラブ、区立幼稚園、保育園等へのモニター付インターホンの設置、運用 9)安全・安心な給食の実施 10)地域ふれあいパトロール事業 11)総合的なたばこ対策の推進

1)きらきら0年生応援プロジェクト 2)区立認定こども園の設置 3)私立幼稚園協会への補助 4)幼稚園の教育活動の充実 5)保育園職員等各種研修

1)学カフォローアップ教室 2)学カパワーアップ事業 3)中学校スクラム・サポート事業 4)本気でチャレンジ教室 5)サブファミリーによる特色ある教育の推進 6)施設一体型小中一貫校の設置 7)ICT教育の推進 8)情報教育の推進 9)プログラミング教育の推進 10)イングリッシュサマーキャンプ事業 11)中学校生徒海外交流事業 12)理科大好きプロジェクト 13)英語が使える北区人事業 14)SDGsの達成に向けた教育の充実 15)魅力ある学校図書館づくり事業 16)検定料補助事業 17)教員の質の向上と働き方改革への取組 18)北区ゆかりの偉人を学ぶ事業

1)子ども文化教室 2)伝統工芸出張体験講座 3)児童ダンス☆演劇教室 4)スクールコンサート 5)輝く☆未来の星コンサート 6)キャリア教育の推進 7)環境学習 8)こどもエコクラブ 9)環境大学事業 10)省エネ道場 11)中学生モニター・高校生モニター 12)小学生との区政を話し合う会

1)プレーパーク事業 2)人権教育の推進 3)トップアスリート宣伝教室 4)キッズアスレティックス養成講座、スポーツコンダクター 5)オリンピック・パラリンピック教育の推進及びしガシの構築 6)メディアコントロール 7)いじめ防止の取組の徹底 8)北区サポートチーム 9)Q-Uの実施 10)いじめ相談ミニレーター 11)性の多様性への理解促進 12)性教育の適切な実施

1)専門相談事業(子ども家庭支援センター心理相談) 2)スクールカウンセラーの配置 3)スクールソーシャルワーカーの派遣 4)放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進 5)学童クラブ巡回指導 6)わくわく☆ひろばの情報発信 7)子どもセンター・ティーンズティーンズセンターへの移行

1)養育支援訪問事業 2)要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携 3)養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座 4)ペアレントトレーニング事業

1)さくらんぼ園(子ども発達支援センター) 2)小・中学校特別支援学級の設置 3)小・中学校巡回指導・専門家チームの派遣 4)障害児通所支援事業(児童発達支援) 5)障害児通所支援事業(放課後等デイサービス) 6)北区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 7)教育・保育施設における巡回指導員の派遣

1)ひとり親家庭等相談支援事業(そらまめ相談室) 2)ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業 3)ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供 4)ひとり親家庭の親の就業促進 5)北区居住支援協議会 6)ひとり親家庭医療費助成 7)児童扶養手当の支給 8)児童育成手当の支給

1)生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業 2)生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業 3)自立支援プログラム(次世代育成支援プログラム) 4)就学援助

1)日本語通称指導教室 2)はびママ面接・乳幼児健診等における妊婦や保護者への対応 3)区立小・中学校や保育園等における通訳派遣 4)やさしい日本語研修

1)ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 2)働き方に対する意識改革 3)区職員へのワーク・ライフ・バランス推進

1)ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進事業 2)アドバイザー派遣制度の推進事業

1)みんなで育児応援プロジェクト事業 2)父親への支援事業

(2) 点検及び評価シート

I 家庭の育てる力を支援	評価	掲載頁
乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ・トワイライトステイ事業	A	74
病児・病後児保育（17施設型・18利用料金助成型）	B	75
安心ママパパヘルパー事業	A	76

II 子育て家庭を支援する地域づくり	評価	掲載頁
ファミリー・サポート・センター事業	A	78
子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業	A	79

III 未来を担う人づくり	評価	掲載頁
保育園職員等各種研修	B	82
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	A	83

IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援	評価	掲載頁
ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供	A	85
生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業	A	87

I 家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、親育ちへの支援、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導、総合的な相談支援拠点の整備を行い、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

〔個別目標〕

- 1 「多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実」
- 2 「子育てに関する相談・情報提供の充実」
- 3 「親育ちへの支援」
- 4 「妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援」
- 5 「経済的負担の軽減」

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

事業名 乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

《事業概要》

保護者が出産、出張や育児疲れ等の理由により、児童を一時的に養育することが困難になった場合に、乳児院及び児童養護施設で必要な養育を行う。

【委託先】

《0～1歳》日本赤十字社医療センター附属乳児院

《2～12歳》社会福祉法人扶助者聖母会星美ホーム

《事業のねらい》

短期間児童を施設で預かることで子育てを支援する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
乳幼児ショートステイ	30日	10日
子どもショートステイ	89泊	139泊
子どもトワイライトステイ	71回	95回

評価理由】
新型コロナウイルス感染症の影響がある中、措置児童等との動線に配慮するなどの対策を講じながら事業を実施し、子どもショートステイについては、昨年度比156%の実績となった。

A

【課題】

利用状況等を注視し、支援メニューの充実や困りごとを抱えた保護者への支援について検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和5年度は子どもショートステイの対象年齢の拡大、申請日数や利用料金を見直し、サービスの拡充を図る。また、保護者の強い育児疲れ、育児不安の場合に乳幼児や児童を一時的に施設で養育し、保護者への適切な支援を行うことで家庭環境の改善を図ることを目的として要支援ショートステイ事業を開始する。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 1 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

事業名 病児・病後児保育（17 施設型・18 利用料金助成型）

《事業概要》

■17 施設型

病中又は病気回復期で集団保育が困難な児童を対象として、保育園や医療機関内の病児・病後児保育専用スペースで保育を実施する。

- ・病後児保育 … キッズタウン東十条保育園
- ・病児・病後児保育 … 東京北医療センター、にじいろ保育園志茂、都立駒込病院

■18 利用料金助成型

施設型の病児・病後児保育の補完的制度として、民間のベビーシッター事業者等が実施する居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者に対し、利用料の一部を助成する。

《事業のねらい》

様々な就労形態で働く保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう、多様な保育サービスを提供する。

《評価対象年度における目標と実績》

■17 施設型

延べ利用児童人数

施設名	目標 令和3年度利用実績	実績 令和4年度利用実績
①東京北医療センター	169	147
②キッズタウン東十条保育園	288	292
③にじいろ保育園志茂	77	292
④都立駒込病院	15	57
合計	549	788

※③④は令和3年10月から運営開始

■18 利用料金助成型

延べ利用児童人数

施設名	目標 令和3年度利用実績	実績 令和4年度利用実績
居宅訪問型病児・病後児サービス	99	73

評価 【評価理由】
新型コロナウイルス感染症拡大に配慮しながら、各施設運営をすることができた。前年度より利用実績を下回っている施設があるため、評価はBとする。

B 【課題】
必要としている区民が本事業を知り、利用してもらうことができるように周知活動をおこなっていく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

事業を継続し、より多くの区民に本事業を利用してもらえるように周知を図り、保護者の仕事と子育ての両立に向けた支援をおこなっていく。

【子ども未来部保育課】

施策目標 1 家庭の育てる力を支援

個別目標 4 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

事業名 安心ママパパヘルパー事業

《事業概要》

出産予定日の1か月前から出産日前日までの家庭及び生後6か月になる前日までの子どものいる家庭に対し、支援者の不在時にベビーシッターや産前産後の不安定な時期にある母親をサポートする専門支援員（産後ドゥーラ）を派遣し、日常的な家事支援・育児支援を行う。初回利用は、子ども1人につきベビーシッター2時間、専門支援員（産後ドゥーラ）2時間までは無料。

《事業のねらい》

産前産後の家事や育児負担の軽減や不安定な時期にある母親へのサポートを行う。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
利用登録者数	386人	328人
下段《多胎児》	《26人》	《16人》
利用者数	166人	159人
下段《多胎児》	《5人》	《10人》
利用実績（無料分）	423時間	408時間
（有料分）	1,019時間	943時間
下段《多胎児》	《246時間》	《485時間》

評価	【評価理由】
	目標の90%を達成しているため、評価はAとする。また、令和3年度から開始した多胎児支援について、無料分を利用した区民がリピーターとなり、利用時間数が昨年度比197%となった。
A	【課題】
	引き続き、利用状況等を注視し、産前産後の保護者を支援するメニューの充実や需要に対応するヘルパーの確保について検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和5年度から、対象年齢を生後6か月になる前日から3歳になる前日に拡充するとともに、ベビーシッターの利用上限時間数を拡大することで事業の充実を図る。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

Ⅱ 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、地域ぐるみによる子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

〔個別目標〕

- 1 「地域における子育て家庭への支援」
- 2 「健やかに育ち、育てる地域活動の促進」
- 3 「地域における子育てネットワークの育成・支援」
- 4 「地域における子育て支援の担い手の育成」
- 5 「子どもの安全を確保する活動の推進」

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり
 個別目標 1 地域における子育て家庭への支援

事業名 ファミリー・サポート・センター事業

《事業概要》

子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育など多様な保育ニーズに対応する。

令和3年度から事業運営を社会福祉法人奉優会に委託し実施している。

《事業のねらい》

地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
サポート会員	527人	537人
ファミリー会員	3,662人	3,749人
活動実績	6,053人	7,401人

評価 【評価理由】

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、オンライン講習会等を実施することにより、普段参加していなかったフルタイム就労者等の参加を促し、感染症対策と会員の利便性の向上に努めることができた。

また、配慮が必要な家庭に対しては、保育経験がある会員を複数マッチングさせるなど工夫しサービスの向上を図った。

A 【課題】

ファミリー会員数に見合ったサポート会員の確保に努めるとともに、区民ニーズに沿ったサービスの拡充をする必要がある。サービスの拡充については委託事業者と協議し、安心・安全な事業運営を第一に検討する必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

サービスの拡充を図るため、区民ニーズを的確に捉えることができるよう努めるとともに、安心・安全に事業運営できるよう委託事業者と連携し体制を整える。

また、児童虐待の未然予防に資する事業として、会員の研修等を行うことにより、地域での見守り体制の強化を図る。

【子ども未来部子ども家庭支援センター】

施策目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり

個別目標 2 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

事業名 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業

《事業概要》

主に家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の常況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施するNPO やボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部として補助金を交付することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図る。

【予算】

・補助金上限額 子ども食堂運営経費48万円

・補助金上限額 配食・宅食実施経費72万円

※子ども食堂の運営及び配食・宅食を行う場合は、上限額120万円とする。

※子ども食堂及び配食の開催日に学習指導も行う場合は、加算分6万円とする（報償費）。

※新たな子ども食堂の立上げやその他の補助対象事業の拡充を行う場合は、加算分50万円とする（設備整備費）。

《事業のねらい》

子ども食堂における、食材費や食器、調理器具等については、300円程度の大人の利用における収入のほか、寄附で賄われているケースが多い。そのため、運営経費の一部として補助金を交付するとともに、子ども食堂等に係る団体のネットワークの構築を進めるなど、子ども食堂に取り組む団体の継続的な活動を支援していく。

《評価対象年度における目標と実績》

子ども食堂補助金 交付団体数	（目標） 17団体以上	（令和4年度実績） 19団体
-------------------	----------------	-------------------

評価 【評価理由】

補助上限額を120万円とし、更に学習指導を行う場合の報償費・新たな子ども食堂の立上げその他の補助対象事業の拡充に要する設備整備費を補助対象経費に加えて実施した。

A 目標の17団体以上に達し、補助金交付団体の活動支援を強化することができた。また、関係団体との連絡会議への参加など、子ども食堂ネットワーク推進についても一定の進捗を図ることができた。

【課題】

子ども食堂ネットワークにより、さらなる情報共有を推進するとともに、地域の居場所づくりのさらなる推進のため、引き続き交付対象経費の検討や、新規団体への周知を進めていく。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

子ども食堂の安定した運営を継続的に支援するため、区の交付基準の検討や、区内新規団体の立ち上げに向けて事業の周知に取り組んでいく。また、区内子ども食堂のネットワークづくりを推進するため、引き続き関係機関と調整のうえ、子ども食堂事業の体制構築を図っていく。

【子ども未来部子ども未来課】

Ⅲ 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

〔個別目標〕

- 1 「就学前教育の充実」
- 2 「教育の場における子育ての支援」
- 3 「自己実現の場と体験機会の提供」
- 4 「こころとからだの健全な成長への支援」
- 5 「子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保」

施策目標 3 未来を担う人づくり
個別目標 1 就学前教育の充実

事業名 保育園職員等各種研修

《事業概要》

保育所保育指針の目指す児童福祉の理念に基づいた保育の質の向上に向けて、職員の資質及び専門性の向上を目的とした各職員の経験年数等に応じた研修を行う。

【保育課主催の職員を対象とした研修】

園長会研修、主任会研修、園内研究・公開保育、歳児別学習会、特別支援児研修
公民保育施設合同研修、会計年度任用職員研修等

《事業のねらい》職員の資質向上を図るとともに、保育の質及び専門性を高める。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
(1)園長会研修	年1回実施 公立直営園(27園) 園長参加	新型コロナウイルス感染症の影響で中止
(2)主任会研修	年1回実施 公立直営園(27園) 主任参加	27園 1回実施
(3)園内研究・公開保育	公立直営園 12園で年2回ずつ実施	10園2回、2園1回実施
(4)歳児別学習会(0,1,2歳児)	全3回実施 公立直営各園1名参加	全3回実施各園1名参加
(5)特別支援児研修	全4回	全4回実施(125名)
(6)公民保育施設合同研修	全3回	全3回実施(134名)
(7)会計年度任用職員研修	全3回	全4回実施(127名)

評価理由
感染拡大防止に配慮しながら、会場に合わせて参加者を制限するなど、対策を講じて実施した。新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで戻り、前年度よりも実績が上がったため、本年度の評価はAとする。

A 課題
区内保育園における保育水準の標準確保を旨とする公立直営園においては、園内において職員に対する保育指導を主な役割とする主任会を中心に、研修成果のさらなる有効活用等について引き続き検討する。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

区民に信頼される保育を行うためには、職員一人ひとりが自らの資質向上を図り、能力を最大限に発揮し、働き甲斐や使命感を持って職務を遂行することが大切である。令和元年度から「職層や在職年数に応じて求められる知識や役割等」と「それに対応した研修内容」を各職員が確認することができる「公立保育園職員キャリアパス」を活用し、職員一人ひとりの意識向上を図る取り組みを実施している。保育課では、職員の資質や専門性を高め、北区の保育の質の向上を目指し、オンライン研修も活用し様々な研修を計画・実施していく。

【子ども未来部保育課】

施策目標 3 未来を担う人づくり

個別目標 5 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

事業名 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

《事業概要》

小学校を会場として、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども教室」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の機能をあわせ持つ総合的な放課後対策事業として、放課後子ども総合プランを推進する。

《事業のねらい》

小学生の安全・安心な活動拠点（居場所）の確保

《評価対象年度における目標と実績》

	（目標）	（実績）
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）	北区立小学校34校 で実施	34校で実施

評価	【評価理由】 事業目標を達成しているため、評価はAとする。
A	【課題】 地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などが実施されることになっているが、地域との連携についてより密接な関わりが持てるような取り組みが必要となっている。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

児童数の増加により学童クラブ室として利用できる教室の確保が困難となっており、令和5年度は7校で連携型（校外）のわくわく☆ひろばを実施している。

放課後子ども総合プランが全校に導入されたことを踏まえ、引き続き、事業の充実のための検証を行うとともに、学童待機が生じないよう必要な対策に取り組んでいく。

【子ども未来部子どもわくわく課】

IV 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組を進めるために、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実など切れ目のない総合的な支援を図ります。

また、特に配慮を必要とする、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援、及び多文化共生に向けた支援を進めます。

〔個別目標〕

- 1 「児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援」
- 2 「障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援」
- 3 「ひとり親家庭への支援」
- 4 「生活困窮家庭への支援」
- 5 「多文化共生に向けた支援」

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
 個別目標 2 ひとり親家庭への支援

事業名 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供

《事業概要》

ひとり親家庭等の生活一般の悩み事の相談に応じ、適切な助言や関係機関、各種支援策の情報提供等を行う。相談員は、カウンセラーの資格等を有する者を常時1名配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を月2回配置する。

《事業のねらい》

子育て中のひとり親家庭や、ひとりで子育てをすることに不安を抱える家庭の日頃の悩みや生活全般に関わる困りごとまで幅広く相談に応じ、関係機関の紹介、支援制度の案内など、相談家庭における不安の解消を図っていく。

また、講習会・交流会のなどの開催を通じ、ひとり親家庭等の孤立を防いでいく。

《評価対象年度における目標と実績》

相談方法	(目標)	(実績)
(1) 出張相談	(1) 年10回以上	(1) 11回
(2) 講習会	(2) 年5回以上	(2) 6回
(3) 交流会	(3) 年2回以上	(3) 1回

【参考】

(1) 面接相談 367件《49件》

【内訳】

- ① 家計相談 33件《2件》
- ② 法律相談 29件《19件》
- ③ その他相談 265件《35件》

(2) 電話相談 131件

(3) メール相談 21件

※ 《》内はオンライン実績

評価	【評価理由】
A	<p>ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）は新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン相談を導入し、多様な相談方法を提供することで、ひとり親家庭等の支援を行うことができた。</p> <p>また、講習会への参加による孤立防止についても、講習会後の出張相談で支援を行うなど、一定の効果があったと考える。</p> <p>【課題】</p> <p>休日相談や出張相談の機会を増やすなど、相談者の多様なニーズを踏まえ、相談体制の拡充を検討していく必要がある。</p>

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

ひとり親家庭等相談窓口（そらまめ相談室）のさらなる周知に努めるとともに、気軽に相談できる環境づくりを進め、悩みを抱えるひとり親家庭等の不安解消・解決に努めていく。また、相談者の多様なニーズを踏まえ、引き続きひとり親家庭への支援を推進していく。

【子ども未来部子ども未来課】

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援
個別目標 4 生活困窮家庭への支援

事業名 生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業

《事業概要》

対象世帯の中学生に対し、学習習慣の定着、社会性の育成等のために、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施する。令和4年度は、区有施設8会場8教室、定員220名での実施を予定していたが、定員を上回る受講希望があったため、定員を235名に拡大して実施した。

《事業のねらい》

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組むため、生活困窮・ひとり親世帯等への学習支援を実施していく。

《評価対象年度における目標と実績》

	(目標)	(実績)
区内8会場8教室（区有施設） で実施	定員220名の受講	受講者232名 出席率 80%

評 価	【評価理由】
	定員を超える232名が受講し、受講者・保護者アンケート等においても好評価を得るなど、参加者にとって満足度の高い事業となったと考える。
A	【課題】
	感染症の防止策を徹底するとともに、次年度に向けて実施会場の拡充及び参加者が定員に達するよう検討していく必要がある。

【評価対象年度以降の事業の取組方針】

令和4年度において募集人数を上回る受講希望があったことを踏まえ、令和5年度は区有施設9会場9教室にて定員250名まで拡大し、実施していく。

【子ども未来部子ども未来課】

東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（令和４年度分）報告書に対する意見

東京成徳大学 石黒万里子

「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和４年度分）報告書」について所見を述べる。

1. 「1 教育委員会の活動状況」について

北区教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき運営され職務を遂行していることが確認できる。

委員会は令和４年度に定例会１１回、臨時会９回が開催され、議案５８件、報告３３件があった。議案や報告では、学校園や社会教育施設、保育所等の子育て支援施設などの適正な配置と運営に向けて検討がなされている。その他、教科用図書の採択や各種調査報告等も適切に実施されている。総じて、「教育大綱・北区教育ビジョン２０２０」「北区子ども・子育て支援計画２０２０」の実現に努めたことが認められる。

また令和４年度は、２年度３年度に続き、新型コロナウイルス感染症対策を課題としつつも、対面や集団での活動を再開し積極的な取り組みを進めたことが評価できる。

2. 「2 東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」について

北区教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条により、事務の管理及び執行の状況について点検・評価がなされている。点検評価の対象・方法・学識経験者の知見の活用・議会報告並びに公表は、適切に行われていると判断できる。

3. 「4 北区子ども・子育て支援計画２０２０」について

「北区子ども・子育て支援計画２０２０」（以下「計画２０２０」と表記）は、基本理念である「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」に基づき、「子どもの人権を尊重し『子どもの最善の利益』の実現を目指す」ことを基本的な視点として、「“子育て”への支援」「“すべて”の子育て家庭への支援」

「“まちぐるみ”での子育て支援」の3点を基本方針に施策展開されている。5つの施策目標（「家庭の育てる力を支援」「子育て家庭を支援する地域づくり」「未来を担う人づくり」「特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援」「安心して子育てと仕事ができる環境づくり」）とそれに応じた計23の個別目標が設定されており、令和4年度はそのうち、4つの施策目標に関連する具体的な取組事業12事業を選定し、点検評価を行っている。

以下、施策目標ごとの個別目標に基づく具体的な取組事業の実施状況についての評価に対する意見を述べる。

I 家庭の育てる力を支援

○乳幼児ショートステイ・子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

利用状況は、子どもショートステイについては前年度比156%となるなど、令和3年度実績及び目標値を大きく上回っており、本事業が区民に広く浸透してきたことが認められる。令和5年度はこどもショートステイの対象年齢を拡大し、さらに要支援ショートステイ事業を開始する予定であることなど、今後のさらなる充実が期待でき高く評価できる。

○病児・病後児保育（施設型・利用料金助成型）

全体として令和4年度の利用実績は令和3年度を大きく上回っている。前年度より利用実績を下回っている施設があるためB評価とのことであるが、事業の周知が進み大いに活用されていることは高く評価できる。前年度の利用実績をそのまま今年度の目標としているが、病児・病後児保育を行うのに適切な設備や人員配置を再検討し、また病児・病後児保育に対する区民のニーズを把握した上で目標設定することも検討してほしい。

○安心ママパパヘルパー事業

ベビーシッターと専門支援員（産後ドゥーラ）の派遣を行う事業であり、令和3年度から、従来の安心ママパパヘルパー事業に加え、多胎児家庭の支援を行っていることは評価できる。多胎児支援については、無料分を利用した区民がリピーターとなり、利用時間数が昨年度比197%となっており、本事業が区民のニーズに即応しており、また実際に区民から信頼される運営がされていると判断できる。令和5年度から、対象年齢を生後6か月になる前日から3歳になる前日に拡充し、またベビーシッターの利用上限時間数を拡大するとのことで、さらなる充実が期待できる。

Ⅱ 子育て家庭を支援する地域づくり

○ファミリー・サポート・センター事業

令和3年度から事業運営が社会福祉法人奉優会に委託されるようになったが、利用実績からは、活動状況は概ね安定していると判断できる。オンライン講習会等を実施し、これまで参加していなかったフルタイム就労者等の参加を促し、また配慮が必要な家庭に対しては保育経験のある会員を複数マッチングさせるなど、様々な会員の個性やニーズに合わせて活動しやすいよう配慮してきたことが評価できる。今後、さらにサポート会員を確保し、児童虐待の未然予防に資する事業という位置づけで、地域での見守り体制の強化を図るという方針にさらに期待したい。

○子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業

補助金交付団体数は、目標の17団体以上に対し19団体となり、目標が達成されたことが確認でき評価できる。子ども食堂が、一時的な運営ではなく安定して継続的な活動を展開できるよう、今後も関係団体との連絡会議への参加を促進するなど、ネットワークづくりや情報共有を進めるとともに、区による補助金の交付基準の見直しにも取り組んでほしい。

Ⅲ 未来を担う人づくり

○保育園職員等各種研修

令和4年度における目標をおおむね達成できており評価できる。前年度までは新型コロナ対策でやむを得ず実施が制限されていた場合があったと考えられるが、感染拡大前の水準まで戻ったことは、貴重な研修機会の確保という点で喜ばしいことである。「園内研究・公開保育」は公立直営園が対象となっているが、保育という高度に公共性の高い事業であることに鑑み、公設民営園や私立園も含めた研修のあり方を検討してほしい。

○放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

令和4年度は、目標通りの34校で事業が実施されており評価できる。喫緊の課題である学童待機の解消に向け、さらなる事業の実施機会の確保に努めてほしい。またただ機会を確保するだけでなく、地域との連携の強化など、そこでの活動の中身を充実させることも等しく重要であり、引き続き取組を深めてほしい。

Ⅳ 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

○ひとり親家庭に対する相談体制の充実や施策・取組に関する情報の提供
新型コロナウイルス感染症対策として導入されたオンライン相談であるが、必ずしも感染症対策という点だけでなく、様々な理由で直接の相談が難しい場合が多々あることが想定されるため、今後も大いに実施してほしい。またそうした相談が可能であることを告知することにもさらに積極的に取り組んでほしい。
北区のひとり親家庭全体の中でどのくらい本事業の利用割合があるのか、また具体的にどのようなニーズがあるのかが、調査などを通して把握されデータとして提示され、それが目標値に反映されると、より充実した支援につながると考える。

○生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業

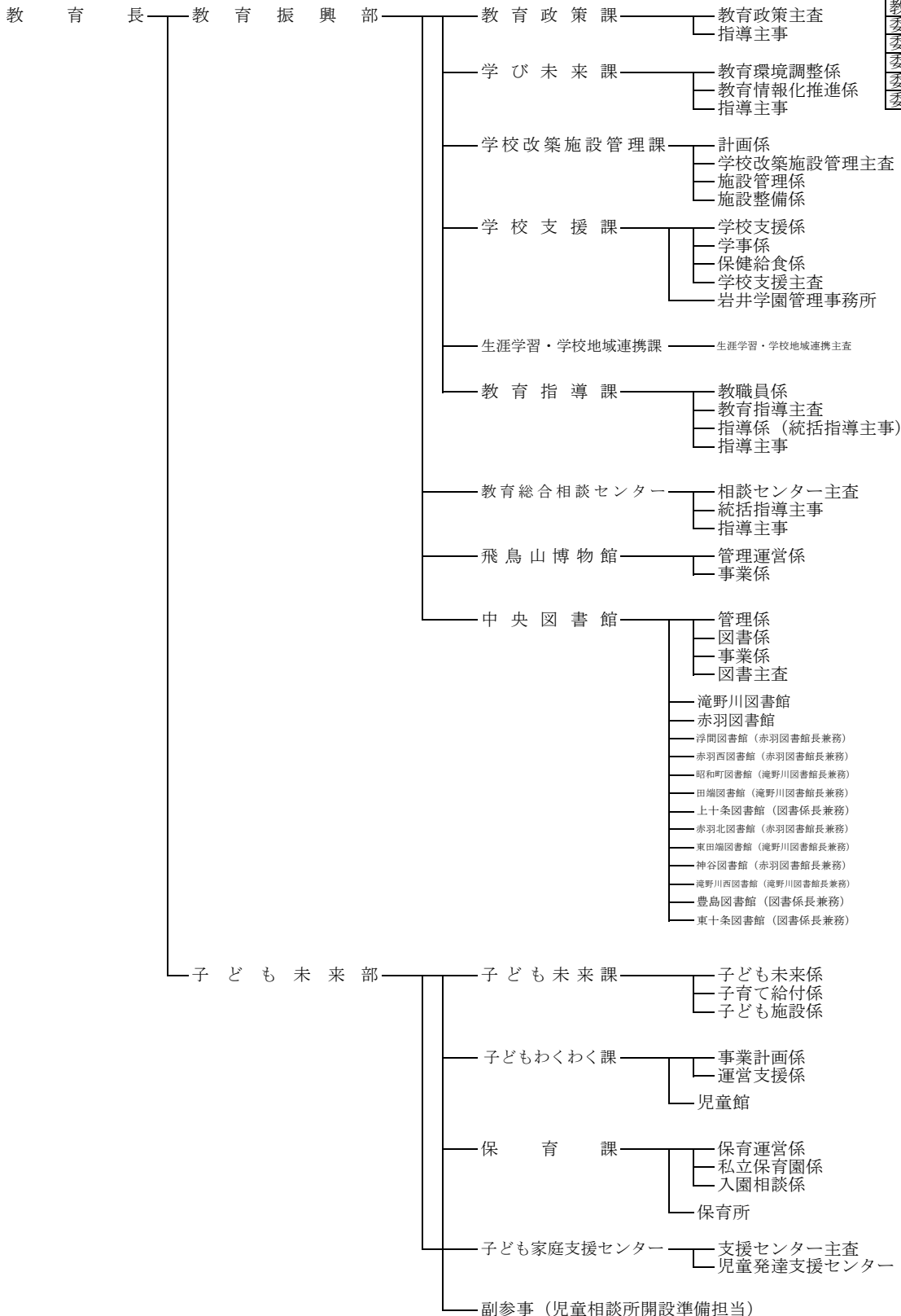
区有施設8会場8教室で定員220名に対しそれを上回る受講希望があり、これに対応し定員235名に拡大して実施した点が評価できる。受講者・保護者の満足度も高く、目標は達成できていると判断できる。今後は9会場で定員250名まで拡大する予定とのことで、さらなる発展が期待できる。今後は区有施設だけでなく、民間の施設も効率的に活用できる方策を期待したい。

以上、「計画2020」の中で令和4年度において点検評価された事業について概観した。「(仮称)北区子ども条例」の策定により、区内の子ども・子育て支援がさらに充実することを期待したい。

(資料) 令和4年度教育委員会事務局組織図

令和5年3月31日現在

教 育 長	清 正 浩	靖 江
委 員	本 間 正	江
委 員	名 島 啓 太	大
委 員	齋 藤 邦 彦	彦
委 員	阿 良 田 由 紀	紀
委 員	長 谷 川 み どり	り



東京都北区教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価(令和4年度分)報告書

刊行物登録番号
5-1-065

令和5年11月発行

発行 東京都北区教育委員会事務局
教育振興部教育政策課
東京都北区滝野川二丁目52番10号
電話03-3908-9279(ダイヤル)